文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。 令和2年6月15日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

平 委 員 長 原 志 保 君 副 委 員 長 鈴 木 てるみ 君 君 委 員 Ш 田 龍 治 委 員 仮 屋 玉 治 君 委 員 新 橋 実 君 委 員 植 Ш 利 博 君 員 孝 君 委 員 内 君 下深迫 宮 博

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

松枝正浩君

宮 田 竜 二 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部特任次長 君 保健福祉部長 西 田 正 志 君 林 康 治 兼医療センター整備対策監 保健福祉部参事兼子育て支援課長 砂 良 君 Ш 畑 信 司 君 田 保健福祉政策課長 兼こどもセンター所長 長寿・障害福祉課長 堀之内 幸 君 保険年金課長 原 トシ子 君 末 健康增進課長兼 君 小 松 弘 明 保健福祉政策課主幹 野 村 譲 次 君 こども発達サポートセンター所長 子育て支援課子ども・子育てグループ長 \Box 幹 広 君 子育て支援課保育・幼稚園グループ長 野 村 樹 君 出 子音で支援課保音・幼稚園Gサブリーダー 内 和 義 君 長寿・障害福祉課介護保険グループ長 鎌 腎一郎 君 竹 唐 保険年金課主幹 末 増 あおい 君 保険年金課国民健康保険Gサブリーダー 大 浦 好一郎 君 村 真理子 君 君 健康増進課主幹 中 健康増進課主幹 鮫 島 真奈美 君 見 健康増進課市立病院管理Gサブリーダー 智 和 健康増進課市立病院管理グループ主査 中 嘉 雄 君 福 田 教 育 部 長 出 \Box 竜 也 君 教育総務課長 西 敬-一朗 君 芝 学校教育課長 原 睦 美 君 学校教育課長補佐 留 理 剛 君 学校教育課長補佐 寿 Ш 敏 君 教育総務課主幹 町 信 彦 君 田 堀ノ内 教育総務課教育政策グループ長 周 作 君 学校教育課指導事務グループ長 美 伸 君 望 月 教育総務課教育施設Gサブリーダー 君 史 君 小 濱 直 人 学校教育課管理事務G指導主事 前 Щ 隆 学校教育課指導事務G指導主事 畠 添 岳 大 君 メディアセンター管理G指導主事 時 任 志 郎 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鹿児島県 教職員組合 姶良伊佐地区支部霧島地区協議会 議長 片野坂 重浩 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水 迫 由 貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第35号:霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第39号:霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改

正について

議案第41号:霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病 手当金の支給に関する条例の制定について

議案第42号:請負契約の締結について

陳情第1号:教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための,2021

年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前8時59分」

○委員長(平原志保君)

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月12日に本委員会に付託されました議案4件及び陳情1件の審査を行います。あわせて新型コロナウイルス感染症対策の経過報告についてを行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。陳情者の入室のため、ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時00分」 「再開 午前 9時00分」

△ 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための, 2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。まず、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合姶良伊佐地区支部霧島地区協議会議長の片野坂重浩様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押しますとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容についての御説明をお願いいたします。

○陳情者(片野坂重浩君)

日頃の市の行政のすごく大きなところを担っている議員の方々、御苦労様です。今回は、こういう場を設けていただいてありがとうございます。自己紹介をしますが、そこに書いてある肩書きで陳情しております。実は舞鶴中学校に在籍しております。今、学校に行ってきて、子供たちを確認してから来たところです。授業とか、いろいろやってきました。趣旨の最初の題のとおり、2点のことについての陳情ということで今回、説明します。資料を2部、準備しています。簡潔に作って来れば良かったのですが、なかなかできずに、資料の元の所をなるべく全部入れたほうがいいかなと。こちらで取捨選択して所々取ると、良いところばかりということになりますので、ある部分は確実に全部取ってきました。必要な所を説明していきたいと思います。まず、教職員定数改善のことについてなんですが、3枚の白黒刷りのプリントです。教職員定数改善について

ということで2行目に書いてあります。OECDの日本語版というのがあって, カントリーノー トとなっています。図表でみる教育2019年度版ということで、一番新しいのがこれでした。ただ し、この集計の部分は前の部分を集計していますので、2019ですので2018の集計というわけでは ありませんけれど、そこの部分の日本の教育というところを見てみると、冒頭に四つのことが全 部書いてありました。ここが主なこれからの中身のOECDのまとめたものだと思うんですけれ ど、そこの二つ目です。2019年度版ですけれど2016年時点で、一般政府総支出における初等から 高等教育に対する支出の割合は7.8%であり、OECD平均を下回っているということ。2010年 から2016年までの間に、一般政府総支出は増加しているにも関わらず、公財政教育の支出は減少 しているということ。この四つが書いてありますけれど、この2点目のところについての引用に なります。そこの部分について、下のほうにいろいろな表が載っているんですけれど、その図2 というのを写してきましたが、カラー刷りでなくて申し訳ないのですけれど、2010年を100とし たときの2016年がどうなっているかということの表記になります。一番下に書いてあります。一 般政府総支出に占める公財政教育支出の割合の変化が大きい国を, 左から順番に書いてあるとい うことで,日本は右のほうから7国目ということで,これは以前からずっと,2019年の前の年も ずっと毎年していますので、載っていることなんですが、真ん中のところにEU加盟23国の平均、 あとOECDの加盟国平均がありますけれど、日本はこの図でいくと、右から7番目になってし まうというような状況です。それを先ほどの文言が語っていると思います。次のページです。そ のグラフの下に, 次の三つのことが書いてありました。 先ほどと重なる部分なんですが, まず一 つ目ですけれど、対GDP比4%がOECD平均を0.9ポイント下回っていると。ただし、これ は比率ですので、日本は世界第3位の経済大国であるのに、ポイントとしては低くなっていると いうことです。二つ目、これは先ほど言ったことになるんですけれど、公財政支出の7.8%とい うことが先ほどのところにあったんですけれど,この割合は,OECD平均を3ポイント下回っ ていますよと。2010年と比べると0.6ポイント低いことになると。この背景には教育支出が減っ たことに加えて、議員の方々が詳しいと思いますけれど、一般政府総支出において、特に社会保 障等,他の分野への配分が増えたということの影響だろうということでなっています。その下は, 中等後教育における教育支出の割合とかありますけれど、一番下の所です。2020年より授業料減 免,又は給付型奨学金の拡充を行い,低所得者世帯の学生に対する経済的支援を強化する方針で あるということで、御存じのとおり、今年2020年から高校等の支援が始まっておりますし、また、 今回の新型コロナウイルス感染症に対しても,大学も含めて学生への援助ということが行われて いますけれど、今年はこの給付型奨学金の拡充が行われたということです。次です。そのOEC Dの1番下のところに、日本に関する主要統計という表があったのですが、そこの中に、私の今 日の定数改善に関して、更に入っていきます。2017年の段階で、初等教育は日本の1学級が27名 と。OECD平均は21名いうことで、初等教育、やはり1学級の子供の数が多い。前期中等教育 はOECD23人平均に対して32名とやはり多い状況があるということで,そういう数値が物語っ ています。この学級の人数というのは、皆さん御存じのとおり、公立義務教育諸学校の学級編成 という規定があって、下の表にあります。普通、小学校・中学校40人学級という表現はこれです。 そして,小学校1年生の第1学年の児童で編成する学級に当たっては35人と。国のほうが,確か これは平成18年から35人というのが行われているんですが,鹿児島県のほうは鹿児島県独自で,

それ以前から20人学級ということで取り組んで、県独自の取組ということで。と言うか、鹿児島 県含めて、そういう取組が進んできて、国のほうもこういうふうに35人という数に変わったとい うことで、実は、これは平成18年から、できることなら順次上げていこうかなという話もあった んですが、なかなか実現されずに、小学校1年のままで国の決まりはそのまま留まっている状況 です。そういう状況から,ぜひ,このためには,こういう数を基に教職員の定数が決まってきま すので、定数の改善を各市町村とか、県とか首長のほうからも要請をいただければということで お願いしているところです。特にここのところにあっては、今の2ページ目の表については、小 学校の2段目です。二つの学年の児童で編成する学級、俗に言う複式学級というものなんですけ れど、そこについては16人ということになっております。その状況等については、ここは文教厚 生の委員の方々がいらっしゃいますので, 機会があったら霧島市のそういう学校も見ていただけ ればいいかと思います。どういう授業をしているかというと、複数の学年、二つの学年をやって いますので、黒板を前と後にして、前の説明するときは前の学年の子供たち、そして「ちょっと この問題を解いていてね」とか「ここを読んでいてね」とか言って,今度は後ろに回って,後ろ の黒板で説明をするということで、職員一人が二つの学年を一緒に扱っていらっしゃるというこ とは御存じです。それよりは、やはり定数が少しでも増えることによって、そういうものも解消 されることになるのかもと思います。現状として、別のプリントにも書いてあるのですけれど、 昨年, 文部科学省もこういう教育に対する予算を付けてほしいということで財務省のほうに出す んですけれど、なかなか国の状況が縮小という状況で、受け入れられない状況で、昨年は定数で はなくて、加配の形で職員の数も増えています。例えば、小学校の英語の学習を入れるというこ とで、そういうものについて、加配の形では入っているんですけれど、そういう加配の制度でな くて, 定数の抜本的改正をできればということで, 平成18年にはこの35人ということも加わって いますけれど、更に次の段階、第9次というか、そういうほうに向ければということで陳情をお 願いしているところです。続いて,義務教育国庫負担制度についてです。これは陳情書にも書い てありますが、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担金の率が2分の1から3分の1に引 き下げられたと。残り3分の2は地方財政のお金を一般財政から、その分を金額はもらってはい るわけですけれど、残念ながら、各地方自治体はそれぞれの計画もありますし、緊急なこと、ま た特に補充するところもあったりして、そのお金については、そこの議会等で審議されることに なるんですが、そういうところから言うと、今まで2分の1のときもらっていた金額よりは、教 育に対する支出のほうは、予算のほうは自然と減ってしまっているという状況があります。この カラー刷りのページは、文部科学省のものをそのままコピーして来ました。議論ということで、 義務教育国庫負担制度というのは文言のとおり、私は理科の教員ですけれど、例えば理科の備品 についても,一つの機械が10万円,20万円とかするものもあって,そういうものをしょっちゅう 買うわけにいかないので、国の予算で買うんですけれど。この義務教育国庫負担制度というのは 長い歴史があって, 私なんかが語れる状況ではないですけれど, 国がいろいろ義務教育のお金を 負担していたんですけれど、それがずっと削られてきていると。さきほどの理科のことについて も削られてきています。そういうふうになってきているところで,最終的には教職員の賃金のと ころで, 国が一番お金を出しているということで, 教職員の賃金制度も変わってきている中なの ですが,ここで2ページ目の2の文章のところで,上から五,六行目くらい,青い字の参考資料

その他の下、いろいろな現状、これは平成17年の資料なのですけれど、先ほど言ったような懸念もあって、平成17年には市町村の約47%の議会から、2分の1を堅持してほしいという意見書が出されているというようなこと。そういうようなことも文部科学省のこの文言の中にも載っています。また、残念ながら2分の1が3分の1になっている状況でずっと進んでいます。できることなら、ぜひ2分の1に復元してほしいということで、こういうことを書いてあります。あとの資料等については、また後で読んでいただければいいと思いますが、中央教育審議会のほうも国の審議会ですけれど、そこも、最後のページです。最後のページの4、政府・与党合意の決定の上の所です。そこで、中央教育審議会、1行飛ばして国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率2分の1の国庫負担制度は、教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべきという結論に至ったということで、国の審議会のほうも、この変わるときには、こういうようなことを公的にちゃんと出している状況で、今、新型コロナウイルス感染症対策等、いろいろ難しい状況ではありますけれど、これは昨年、その前というふうに続けてやっていますので、霧島市からも是非この2分の1の復元を図ってほしいという意見書を提出していただければと思って、今回の陳情に至っております。御審査のほうを、今後よろしくお願いします。

○委員長(平原志保君)

ただいま、陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

現場のほうに行かれてから、こちらにおいでになったということでありまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、長期に学校も休まざるを得ないという状況が続いて、いつになく御苦労が多いのかなと思っています。本当に御苦労さまです。そこで、今の御説明を頂きましたけれど、少し確認をさせていただきたいと思います。今回の陳情の第1が、教職員の定数改善を求めているところです。それで、鹿児島県は独自に20人学級ということで位置付けをしてやっているんだけれども、現実にはそれがなっていませんよね。霧島市の現状を見ると、大きな学校でも1学年でも二十七、八人、30人をちょっと下回るという、そういうひとクラスの状況かなと思うところです。今回、国は約3、000人でしたか。全国的に教職員を増やすというような方向を示しているようでありますけれども、私どもは10万人ぐらい増やさないとだめではないかというふうに言っているところなんですけれども、陳情者のほうで県が示している独自の1学級20人というのを確保するために、どれくらいの人的に増やさなければいけないというようなことが、この間、議論をされていることがあれば、その辺を。同時に、今の教育現場の実態とも合わせてお聴かせいただけば有り難いです。

○陳情者(片野坂重浩君)

最初に、ちょっと私の段階では詳しい数字的なもの、予算的なものについて、自分自身の技量がなくて報告ができません。あとから、教育委員会のほうが来られますので、委員会の冒頭にも聴いていただければと思います。残念ながら、いち教師の立場で、そこまでちょっと調べることができなかったです。ただ、現場の状況として、先ほどの平成18年の35人学級の話が出たときに、できることなら、5か年ぐらいの計画だったと思うのです。そのうちにということもあったので、もしかしたら、35人が1学年ずつ上がっていくんじゃないかという楽観的見方も実はありまし

た。ただ、残念ながら、やはり実現できなかったということです。ですので、国の制度自体がそうならないとちょっと県のほうも独自でやっていますので、県の財政に迷惑を掛けることになりますので、県のほうもできることなら、その20人学級でも一、二年ということでやっていますので有り難いです。ただ、この定数を決定するのは、御存じのとおり4月6日の入学式の時点で決まるということで、うちの学校でも一人来る来ないでその日はバタバタ、その後もしたのですけれど、そういったことがあって、結局、その時点で県としては、臨時の職員なども入れたりとかして、それに対応できるように一応対応はしているのですけれど、4月6日の時点でやりますので、その後、子供たちが転入して増えてきても、多い数のままということになるし、先ほどの二十七、八というのも、小1から中3までの平均かなと思うのです。宮内委員に悪いんですが、ちょっとその数が分からないのですが。そこは、市の教育委員会が確実なデータを持っていますので、そこをお伺いしていただければ分かると思います。

○委員(宮内 博君)

後で、教育委員会に確認をしたいと思います。2点目は、国の国庫負担金を小泉内閣のときに 2分の1が3分の1に削減をされたというようなことで、繰り返し、この陳情書がこれまでも出 していただいているところでありますけれども、実際、その教育現場で、これが削減をされたこ とによって、どういう状況が広がっているのかということで、この間、議論をされていることが あれば御紹介ください。

○陳情者(片野坂重浩君)

私の私的受け方の返答になると思います。間違っていたら、御指摘いただければ、私も学習に なると思います。国庫負担制度, 現実的には, 私は位置的には市の職員ではあるのですけれど, 賃金については県が負担するということになっております。ですので、県の規定に従って賃金は 決まっていますので,それに従った賃金がくるということになっています。ただし,ここ数年の 流れと言ったら、以前、先生たちは高い給料もらってというような話もあったり、公と民の差額 とかいろいろ出てきました。そういう中で、先ほど言いましたけれど、教職員の賃金の元の部分 のところが, 国のほうでも, ある程度縮減されてきて, ある程度そこのところが縮まってきてい る状況ではあります。ただ、そういう中で、退職金とかそういうものに積み立てとかはしている のですけれど、そういうものに対する民間の方、特に今度の新型コロナウイルスに対する公務員 に対するバッシングというのがあるかもしれないのですけれど, 以前に比べて, そういう賃金関 係のほうは抑えられていて、今度は仕事の内容はどうかというと、なかなか学校職員の一番の悪 しき土台だよねと。ちょっとでもプラスがあれば、それを取り組んでしまうと。プラスマイナス、 費用対効果とか,学校ですので教育効果ですね,そういうものも考えずに,やはりそこをやって しまうということで、一つの例を言うと、遅くまで学校に残っているとか、今度は、そこの働き 方の中身になると思うんですけれど、そういうところを改善していくという動きが、今、少しず つは出ているところなのですが、なかなかそういうところにつながらない部分も若干残っている ところは残っています。あと,中学校ですので部活動関係についても,部活動の時間で,だらだ ら練習を長くしても意味がないというスポーツ的な見解も出てきておりますけれど, そこのとこ ろを完全に払拭するまでにはいかない状況ですが、一応、今、霧島市としても新型コロナウイル スの関係で、2時間の部活動というふうに決まっていますので、うちの学校でも、職員会議等で

部活動のスタートが早くなったときは、日頃の部活動の終了時間が仮に6時半としたら、6時半までさせるのではなくて、子供たちがスタートした時間から2時間程度みて、今日は6時15分で終わりだよというような取組をしているところです。そういう中で、仕事の中身がいろいろ詰まってくるようになればいいと思っています。今、そういう変遷をされる時期だということになっています。

○委員(山田龍治君)

今回,新型コロナウイルス対策によりまして,霧島市のほうは休業要請という形として,小中学校に,今回,学校に子供さんたちを受け入れるという体制を取りました。この中で,先生たちの御負担というものは,どのようなものがあったのか教えていただきたいと思います。

○陳情者(片野坂重浩君)

この休業というのは、昨年度の3月の時の約1か月、そして今回4月末から5月のその時期に なります。自習制度というのを設けて、学校に来られる児童生徒を受け入れるということでやっ ております。その反面、家庭で保護者の対応状況があります。保護者としては、仕事があれば仕 事に行かないといけないということ。休める所はまだいいかもしれないのですけれど、そう簡単 に休めない状況もあるから、そういう中、仕事に行くことにことなったら、子供を誰が見るかと いうことで,すごく悩まれたということで,やはりそういう取組は○か×かで言ったら,必要で あったところもあるかと思いますが、ただ、学校の状況が今月初めに新聞等でも出ましたけれど、 児童クラブと連携し合ったという話も出ていますが、聴くところによると、私も教育委員会に確 かめたんですけれど、学校の自習室に行った子なら、そのまま児童クラブもその後受けますと。 でも、家にいた子は受けませんよという児童クラブもあったそうです。ただ、それは、児童クラ ブは児童クラブで職員が足りなかったと思うんです、確かに。たくさん来られたら、そこで三密 が起こるということで。あと、学校の状況も、余りこういう公的な場で言うといけないのですけ れど、大規模校は保護者に前もってどのくらい来るかという希望者数を取ったみたいです。100 名を超えた希望者があったそうです。特に低学年が多いと思います。中学校はそんなに多くはな かったです。特に小学校の低学年は、子供に2mぐらい間隔を空けて集まって自習をしなさいと 言ってもできないと思います。図書室に連れて行ったり、ちょっと運動をさせたりとか、いろい ろ小学校の先生は工夫をされました。といっても、三密ができない状況ですので、まばらにしな いといけないんです。私は1年の担当をしているのですけれど、私の中1のところでも、人数が 少なかったから, 1列空けてここに座らせました。2mくらい取っているのですけれど, 少なか ったからできたことで, うちの学校でも3年生はここに座ってすぐ横はおかしいですので, 次の 列の後と。これは直線的には1mちょっとなのです。全てではないですが、実はそういう状況も あって,霧島市で1例出ましたれけど,感染がどこかで広がったというようなことが,少しでも 起きていたら,学校も本当にクラスターの状態になったかなと危惧されます。そのためにも,私 もすぐに委員会と連絡を取り合ってやりました。ですので、そういうのが学校の状況で、となっ たら,今度は職員がここに一人ついて,1学級,担任,副担任がいたら,半分であったら,二人 で持てますけれど,持てない状況もあるし,さっき言った密を避けるためにはですね。そこをど ういうふうに授業をやりくりするかとか,そういうことで,学校の職員は,あのときは大変な状 況であったと思います。小さい子供さんもがいる方は,児童クラブに自分の子供を出そうかなと。

でも、出したら児童クラブも大変だから、家で自習をしなさいねと言うお母さんもいらっしゃいました。自分自身も大変だから、それなら家にいなさいねということを選択されたという方もいらっしゃったし、そういうようなことが学校の現場での状況の一つの例です。全てがということでありません。

○委員(山田龍治君)

重ねて,今回,恐らく各家庭に学校の先生方が訪問をされたことも聴いております。その中で の先生方の負担というのはどうだったんでしょうか。

○陳情者(片野坂重浩君)

家庭訪問は日頃でも登校しぶりの子、若しくは不登校の子がいたりして、数日も、ほっておくわけにはいかないですので、毎日、家庭に連絡します。確認を取ります。ただし、顔を見るために、数日たったら行ったりしていました。家庭訪問も普通、半日で6件ぐらいです。特に今年は新型コロナウイルス感染症もあったりして、全ての学校でそうではないかもしれないけれど、玄関口で挨拶程度にとどめても回ったりしました。そういうふうに回るとなったら、1学級40人だとしたら、その40人の子を何日で全部回りきるかということ。全て40人ではないかもしれないんですけれど、仮に半分の20人だとしても、そういうことで非常に大変だったと思うし、そこで優先順位が、日頃気になる子を優先したりとか、そういうことの負担は担任はすごかったと思います。特に小学校は。それをしながら、学校のほうも運営すると。来た子には対応するという状況があったと思います。中には子供にプリントも配れないので、学校の靴箱の所に置いていて、何日から何日までに自由な時間に保護者に来てもいいですよというようなことで、プリントに配布をしたとかというようなところもあったようです。若しくはメールとかもありますけれど、なかなかそこのメールが充実していませんということです。

○委員(山田龍治君)

1 学級20人という体制を取れるようになった場合,先生は生徒たちに対して,どのような質の 向上ができると考えられますか。

○陳情者(片野坂重浩君)

簡単に言うと、一人ひとりの子供に詳しいところができるし、その指導が5人ぐらいまとめて数学の計算をとか、理科の基本的な事項はテスト前に確認しようというとき、五、六人まとめてするのではなくて、一人ひとりに応じた対応ができるし、逆に分析もしやすくなると思います。と言って、以前は50人学級とかあって、それで先生たちはやっていたではないかと言われますけれど、なかなか昔の状況が同じようなことでやれない状況もあります。一人ひとりの子供たち、保護者も自分も見てほしいという核家族の影響なのか分かりませんけれど、いろんなことでそういう要望がすごく多いです。そういう中で取り組んでいかないといけないし、また、社会のいろんな状況を一人ひとりの子供は家庭でも背負っていますので、そういう状況が以前と比べて簡単にできる、簡単という表現はおかしいですけれど、そういうものがまとめてできる状況ではないですので、少ない学級に越したことはないと思います。

○委員(新橋 実君)

いろいろと今でも言われているわけです。やはり同じような生徒ばかりではないわけですよね。学力別にやるべきではないかとか、いろいろと話もあるわけです。先生の個人の考え方にな

るか分かりませんけれども、やはり、30人も40人もいれば、学力の差もあるわけです。一人の先生では、なかなか対応できない。いろいろな子供さんがいらっしゃるわけですので。例えば20人になった場合、山田委員からもありましたけど、その辺の対応は今後できると考えられますか。

○陳情者(片野坂重浩君)

少なくなれば、20人ということでなくても、これが35人とか30人、少しはそういうところの取組ができるということ。また別の方法もあります。二人で授業を見るという方法もありますので、かけはしの制度とか、霧島市独自で行っていらっしゃいますので、そういう方々とまた協力してやっていますので、そういうところでは定数を増やすと。さっき言った加配になるんですけれど、そういうこともありますけれど、やはり定数が多くなることによって、非常にその辺が深まることは事実だと思います。

○委員(新橋 実君)

今,先生になり手も非常に少ないというようなことも聴くわけです。臨時の先生も結構いらっしゃいます。確かに,先ほど言われました。4月6日になって,あわてて臨時の先生を入れたりということもあるわけですけれども,その辺の対応については,どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○陳情者(片野坂重浩君)

その点について、また一つ大事なことを忘れておりました。実は、私は一昨年まで奄美にいて、それまでは横川にいて、この場にも出させてもらったのですけれど、奄美も特にそうでした。4月の時点で、先生の定数がまだ確保できない状況が今年もあったと思います。その背景で一つ言われているのは、今まで辞められた先生とか、途中で辞められたりとか、退職される先生とかに、お願いを急にしたりとかしていたんですけれど、今の免許状の関係で、「はい」とすぐ教職に就けない免許更新制ができて、一つはそれがあるのではないだろうかと。もう一つは、先ほど山田議員がおっしゃった特別支援的なことを必要とする子供が増えているというようなことで、各学級の支援学級とか、そこに入っている子供たちが増えて、その学級を維持するためには、その担任等も入れていますので、そこも足りないこともあったのですけれど、そういうようなことが相まって、ここ数年、ひどい所は半年も定数内の先生が確保できなかったというのもあったと聴きます。そういうのが原因にはあると分析されています。

○委員(植山利博君)

関連するんですけれど、今回、新型コロナウイルスの関係で、いわゆるリアルとオンラインの教育を組み合わせるというようなことが注目をされてきて、今、おっしゃったような教職員の確保が困難だということも合わせて、先生方の中で、そういうような議論、要するに末端でオンラインである程度の授業をしたり、また、直接、リアルに教育の場をつくると。それのいわゆるベストミクスの方向を目指すんだというような議論は、まだないものですか。

○陳情者(片野坂重浩君)

今回,ほかの学校でもしていると思うのですけれど,本校でも,今,オンラインで飲み会とかあります。そういう形で簡単にスマホを使って,携帯で数人でやり取りができるということの研修もしました。そういうものを実際やっている学校,鹿児島県はないですけれど,熊本のほうに一部すごく先進的な学校がありますので,そういうこともあって,そういう研修をしたところで

す。ただ、私も50歳後半になっておりまして、なかなかそういうものについていけないというのもあるんです。ただし、学校にパソコンが導入されたりしたときもそうであったので、やはりそれが主流になってくると思うし、今回、国のほうもタブレットを今年度中に子供一人に1台ずつ与えるというようなこともできています。学校のWi-Fiとかいった回線も、以前、この場に来た5年ぐらい前から、そういうものも充実させるということであったんですけれど、なかなか環境が整わずに、ただ線は引いたけれど、おかしくてどこか分からないという状況であったけども、今、確実に校内にオンラインのいろいろなものもできつつありますので、そういうのが充実してきていますので、そういうところは今後またなるし、本校の中でも、数人で授業をビデオで撮ろうかなと。そのビデオを公的なものに載せようかなと。子供に見てもらおうかなという話も実際、冗談ではなくして話はありました。ただ、さっき言った状況では、そこまで準備ができなかったということもあります。そういう話も出たところでした。ですので、こういうのは先進地がいろいろ取り組まれていることを他人事ではないと思うし、正に今、合っている状況だと思います。

○委員(植山利博君)

もう1点,私個人の感覚としては、ここ数年、教職員の方々の処遇改善であるとか、非常に厳しい状況にさらされていると。だから、加配であったり、そういう方向には向いてきつつあるのでないかなと。ここ数年、高等教育の無償化とかということも盛んに言われていますので、そういう方向には流れとしてはあるのかなという気が私はするのですけれど、その辺の感覚はいかがですか。

○陳情者(片野坂重浩君)

先ほど言われたとおりだと思います。そういう意味から言うと、先ほど義務制のところがちょっと真ん中になっているのかなという気もします。あと、就学前の保育関係ができないとかという話もありますけれど、そういうところで、財政的なこの新型コロナウイルス対策が優先されると思うのですけれど、今後、この義務教育の分野にも力が両方から注がれてくればいいかなと思うところです。

○委員(仮屋国治君)

毎年のように、同じ陳情が上がってくるわけですけれども、今年は良い資料を出していただいたなと思っております。二、三お尋ねしたいんですけれども、最初の資料の公財政教育支出という部分、これはソフト面、ハード面を含めた国、県、基礎自治体の総額と理解していいのかどうか。それと、この算出方法の中で、一人当たりの教育支出というのは、世界で言えば何番目だとかというデータはお持ちなのかどうかお尋ねいたします。

○陳情者(片野坂重浩君)

そこについては確証はありませんけれど、これは一応、各国でやっていますので、国の段階の予算とか決算等で求めた数値から作り出されたものだと思います。国としての状況として比べていますので。2点目は、以前、いろいろ五、六年前に、私がこの場にいたときは、ほかにもいろいろ情報を出させてもらったんです。定数上で計算して、教職員一人当たりで子供を何人持っているかとか。それを、この1週間ずっと探したんですけれど。見当たりませんでした、最終的にはOECDの英語版にいってしまって、英語の力がなくて、どうしても分からなかったのですけ

れど、ただ、そういうところが、ここ数年簡略化されているのかなと思うところで、私もちょっと注意を払っていて、そういうところが出てきたら計算すればできるはずですので、そういう分かりやすい資料を求めていかないといけないなと。前は、こういうのは教育誌に載っていたなと思って、それも調べたんですけれど、残念ながら、この数年見当たりませんでした。

○委員(仮屋国治君)

もし見付かりましたら、次にまた陳情を出されるときに教えてください。日本の子供たちは、私は恵まれていると思うんです。教育支出もそれなりにあるというふうに、私自身は思っております。その中で、こういう陳情が出てくるわけですけれども、二つ目の資料の中の4番目、政府・与党合意の決定という所を、先ほどお話をされましたけれども、これを見ていますと、これ以上、負担割合は引き下げられることはないものと理解していますということで止めてあるわけです。その中で8、500億円の削減、税源移譲というようなことが書いてあるわけです。平成17年時点の教育支出に対して、今現在の教育支出はどの程度になっているのかという資料をお持ちではないのかお尋ねいたします。

○陳情者(片野坂重浩君)

済みません。持っていません。

○委員(仮屋国治君)

多分に下がってはいないと思うんですよね。エアコンも付けたり、何をしたり、結構恵まれているという中ですけれども、私どもにとっては、自治体の負担がなるべく少なくなればということで、いつも御賛同させていただくわけですけれども、そういう資料もありましたら、地方と国の割合がこうなっているよとかというものがありましたら、また次回、楽しみにお待ちしております。

○委員(下深迫孝二君)

今回,義務教育国庫負担分の2分の1復元ということで,要するに国の負担分を上げなさいという要望だと思うんですけれど,今,先生方を増やすと言いましても,なかなか先生のなり手が少ないといったこともですけれども,小規模校に行きますと,臨時の先生方が非常に多いんです。その反面,お話をお聴きしますと,職員に採用されたんだけれども,4割近い人が病んでいらっしゃるのか,お休みを取っておられると。半年かそこらで,長い人はもっと取っていらっしゃるんでしょうけれども,そういう話をお聴きするんですが,現実的にそういうことがあるんでしょうか。

○陳情者(片野坂重浩君)

小規模校,小学校で言うと、完全な複式だとしたら、3学級なんです。霧島市内は、今年がどうなっているか分かりませんが、過去、二人が臨時で一人が臨時的任用職員、ただし、この臨時的任用職員の方も、すごい方が本当にいらっしゃいます。なぜ、臨時をしているかというのは、それぞれあるのですけれど、私たちは県内を回らないといけません。そうすると、その方々の中には、霧島市に住んで霧島市で教員をしたいという方で、プロのプロと、恥ずかしいですが、学ぶべき先生方もたくさんいらっしゃいます。ですので、どちらがいいかということは言えないとは思いますけれど、ただ本当にぎりぎりで、ここ一、二年初めてだという方が二人いて、ベテランの方とか、そういう学校もありましたので、そういう所の配置については、これは県教委がす

ることですので、霧島市教委を通じて、そういうところにも厚く教育の充実を図ってほしいというのは私たちも要望しているところで、そういうものも、ぜひご覧になってほしいと思います。ただ、途中で子供さんが生まれたりとか、私もちょっと親の介護をしないといけないとか、そういうところで、どうしようもなくなって長期的な休みを取れる方がいます。そうなったときに、臨時的職員に来てもらうことになりますので、そういうところに拡充を図ると。バックボーン、土台を作るということは大事ですので、今、実際に言われたそういうことも私もあると思いますので、そこのために、学校の先生に教育にまず夢と希望を、そこの学校にいる子供たちが、学校っていいなと思えるような子供たちが、ゆくゆくはまた教員にもなる子いると思いますので、そういう学校教育、学校現場であればと、私自身も思うところです。自分自身はすごく学校が嫌いな立場でしたが、なぜか分からないけれど、学校で働いています。でもその思いは、そういうところです。やはり、自分の居場所をつくったりとか、そういうところの教育を目指さないといけないと。そう意味で定数が少しでも多くなれば、そういう教育の実現にもつながっていくのではないかなと思うところです。

○委員長(平原志保君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第1号の陳情者に対する質疑を終わります。ここで、しばらく 休憩します。

> 「休憩 午前 9時45分」 「再開 午前 9時47分」

△ 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、 2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、執行部の説明を求めます。

○教育部長(出口竜也君)

それでは、陳情についての見解をご説明いたします。国は、職員定数の改善及び加配措置等により、小学校1・2年生について35人以下学級編制を行っております。また、鹿児島県におきましては「かごしまっ子」すくすくプランとしまして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤職員を配置し、30人学級を実施しております。現在、小学3年生から6年生につきましては、40人学級編制となっておりますが、きめ細かな学習指導、生活指導等を行うため、指導方法工夫改善加配や小学校専科指導加配、児童生徒支援加配が配置されているところです。県費負担教職員の定数は、国の教職員定数の標準を基に算出されます。児童生徒にきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、教職員定数改善は、国の施策として重要であると考えております。今後、定数改善にむけた財源確

保がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるように期待しているところでございます。次に、義務教育費の国庫負担制度拡充に関しましては、三位一体改革により、国の負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられております。元来、県費負担教職員の人件費は、鹿児島県において予算措置がなされており、本市単独事業での教員の増加措置は、財政的に難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えております。

○委員長 (平原志保君)

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。ちょっと質疑の前に、確認なのですけれども、先ほど陳情者の方から、すくすくっ子の説明で、定数を20人にしているというふうに説明があったのですが、こちら30人でよろしいのですよね。じゃ、あちらの方が20人というのは、ちょっと勘違いされて言っていたと――本来なら20人にしなければいけないということなのですか。ちょっと済みません、そこだけ確認なのですけれど。

○学校教育課長(芝原睦美君)

国の基準は1年生が35人なのですけれども、鹿児島県は36人以上の児童がいる場合には、一、 二年生が30人学級というふうに決められております。

○委員長(平原志保君)

ちょっと休憩します。

「休憩 午前 9時51分」 「再開 午前 9時52分」

○委員長(平原志保君)

それでは質問をお願い致します。どなたか質問があれば。

○委員(宮内 博君)

陳情書に対して、教育委員会としても、実際に国庫負担等の引上げがなければ、なかなかこの教員の増加措置は財源的に厳しいとこういう見解が示されているわけです。それは、そういう状況であろうというふうに思いますけれど、先ほど学級数の関係については、文部科学省の小学校については、小学校設置基準ということで定められているということで、1学級の定数は、40人以下とするということでありました。それで実際、霧島市の現状を見てみますと、例えば令和元年度の霧島市の教育です。日当山小学校の3年生でありますけれども、124人に対して3学級というふうになっていて、6年生で122人に対して3学級と。だから、40人を超えるというふうになっているのですが、これはそのいわゆる調整の段階で間に合わなくて、後で転入生等があって、対応せざるを得なかったという結果、こういうふうになっているという理解でよろしいのですか。いわゆる、年度の3月末までどういうふうに人が動くかということなども相まって、学級を何学級にするのかというので大変苦労があるというのは、よくお聴きをしているところでありますけれども、結果的にこういうふうになっているというのはそういう理解でよろしいのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

霧島の教育に出ている児童数というのがですね,特別支援学級に在籍している子供さんも入れているので,括弧書きに特別支援学級に在籍している子供さんを書いておりますので,そこの数字から引いた数が通常学級の子供さんということになります。

○委員(宮内 博君)

理解いたしました。一応そういうことで、国の基準を当然満たしているということですよね。 それで今、陳情者からも御意見をお伺いしたところであります。実際に学校の現場では、霧島市 でそういう状況があるかどうかというのはわかりませんけれど、学級編成、何クラスにするかと いうことを議論するときに、正規の教職員がそれで足りるのかどうかということで、大変、現場 では心配をするという。いわゆる教師になり手が少ないということも相まって、実際に現場では そういったことがおこっている。特に離島などでですね、そういう体験をしたというお話であり ました。霧島市においては、そのような現状はないのかどうか、その辺をお示しいただければ。

○学校教育課長(芝原睦美君)

今年度の異動ではですね、年度当初、期限付きの臨時的任用職員、一昨年が臨時的任用職員を入れるところになかなか人をはめることができなかったという現実がありました。去年、一昨年です。今年度は有り難いことに、臨時的任用職員を配置できないという状況は、年度当初は無かったです。ただ、また病休に入られたりとか育休に入られたということで、今、3人の臨時的任用職員を探しているところですけれども、配置ができるのではないかなと思っています。陳情者が離島の話をされたということですけれども、確かに離島のほうは、中学校や事務職員、養護教諭というのは、2回離島に行かなければいけないという状況にもなっています。ただ、家庭の状況であったりいろんな状況があるので、離島への異動ということについては県教委も大変苦労しているようです。

○委員(植山利博君)

先ほどの陳情者の説明では、公財教育支出、要するに、国が教育に関して支出をしている金額というのは、OECDの中で後ろから7番目だというような説明を受けたわけですけれども、このことは、例えば、国によっては全て国が管理をして、教職員も国家公務員だというような国もあれば、日本みたいな、県費で教職員の給与を充てているという国もあるわけですから、このことだけで学校教育の義務教育の公的負担が諸外国に比べて低いとか、比べるのは意味がないような気がするのですけど。日本の義務教育の公的負担割合はどれくらいか把握をされて、国の分も県の分も。ある意味では県が支出をしている分も、国が交付税とかそういう形で国からきている部分が含まれる、という割合もあるわけですから、そこも含めて、国、県、それから基礎自治体、ここが税金で担っている、子供一人当たりがどれくらいになっているかということは、把握をされておりますか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

申し訳ございません。その数字は現在持ち合わせていないところでございます。

○委員(植山利博君)

確かに今,執行部の説明の中でも国庫負担の充実、それから教育定数の拡充ということは必要なことだと。霧島市にとっても負担が出ない。そういうなかで、教育環境が充実することだから、重要なことだというふうにいわれております。私も全く同感なのですが、ただ、諸外国と比べてですね、日本の義務教育の公的負担の部分がどういうふうになっているのかということをしっかりと把握をしていないと、例えば保護者であるとか市民の方々に説明する時に、やはり我々もそこの情報をもっている必要があると思うのですけれども、その辺をしっかりと調査した上で、後

日報告をいただけませんか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

はい、わかりました。しっかりと調べて御報告させていただきたいと思います。

○委員(新橋 実君)

先ほどの宮内委員の質問でちょっとあったのですけれども、ということは、今の学級担任は全 て正職員というかたちで理解していいですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

全て正職員というわけではなくて、やはり臨時的任用職員が担任をしているという状況があります。

○委員(新橋 実君)

そのことについては、市としては、どういうふうな形で考えているのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

やはり、例えば、先ほどありましたけれども、1学級の定員は40人と決められています。そして、年度末の子供の移動ですね、81人とか、79人とかその辺りになってくると、2学級になるのか、3学級になるのかその辺りが非常に微妙な所になってきます。4月6日が基準日なのですけれども、4月5日まで3学級の予定だったのが4月6日の基準日の前日に1人転校して2学級になった。もしその時点で3人の正規の教員を配置していると、年度が変わって、この1人は異動させないといけなくなる。そのリスクを避けるために、その辺りを臨時的任用職員でカバーするというようなやり方をしていますので、現状から考えると、全て正規でというのはなかなか難しいのではないかと思っています。

○委員(新橋 実君)

ということは、鹿児島県の教室が百あったら、百人の正職員しかいないという理解ですよね。 ほかに職員は、例えば、学校教育課に行ったり市の職員として働いたりということで、あとの職 員は臨職で対応するという形で。とにかく教室の数だけで対応するという理解ですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

基本的には、学級数と教員数を考えた時にどうなるかというところもありますけれども、ほか色々と加配がついています。これらの加配を維持する場合も、この臨時的任用職員をあてるということも多くあるところでございます。

○委員(新橋 実君)

特に、現在は特別支援学級が非常に多くなっているというような話も聴くわけです。また人数の制限もあるわけですけれども、そこで先生が足りなくなったりというようなこともあるわけです。特別支援学級の先生というのは、それだけ確保できているのか、だれでもかれでもというわけにはいかないのですから、その辺の対応というのは、しっかりと県が確保してくれているのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

詳しいところはなかなか正確な数字は出せないのですけれども,確かに特別支援学級が急激に 増えて,教員の確保,それから新規採用職員も今年度は非常に多く採りましたので,できるだけ 現職,正規の職員で対応しようとしているという県の姿勢はあると思います。ただ,先ほど申し 上げたように、やはり臨時的任用職員は一定程度は必要であるという理解をしているところです。

○委員(新橋 実君)

この臨時的任用職員というのは、各学校に大体何人くらいずつ必要だと考えていらっしゃいますか。今、大体どれくらいずついるのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

令和二年度のデータですけれども、小学校では期限付き職員は13.7%、中学校では11.3%、小中合わせると12.9%が。人数では、小学校では正規職員が516人に対して期限付き職員は82人、中学校が正規職員で276人に対して期限付き職員は35人、小中合わせて正規が792人、期限付きが117人という状況です。

○委員(新橋 実君)

ということは、その先生方で、例えば正規の職員の方が体調が悪くなって入院されたり、具合が悪くなったり、色々な形があると思うのですけれど、その場合もその人数で十分対応できるという理解でいいのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

現在のところ、先ほども申し上げましたけれども、3人の方が病休等に入って、今探している というところですけれども、基本的にはそこに臨時的任用職員が配置されるものと考えており ます。

○委員長(平原志保君)

ちょっと確認なのですけれども。関連なので先にいいですか。済みません。委員長を変わります。

○副委員長(鈴木てるみ君)

委員長を交代します。

○委員(平原志保君)

今,新橋委員の質問で確認させてください。課長からの説明で,臨時採用の先生というのは,クラスが一つになるか二つになるかの時の微妙な時に臨時の先生がいらっしゃるというような話だったんですけれども,最初から1学年1クラスしかない学校にも臨時の先生が必ず入っているのがもう何十年も続いているようなふうに感じているのですが,また,複式の学校にも臨時の先生が担任として入ってきていますが,その辺は市としてはどのようにお考えなのですか。そのことは触れられないで,あくまでも2クラス,3クラスになるような時に臨時の先生が入ってくるような説明をされていましたけど,霧島市の現状では小規模校にも担任として臨時の先生がされているということをどのようにお考えで,どのように県のほうに言っているのか,ちょっと確認させてください。

○学校教育課長(芝原睦美君)

確かに臨時的任用職員が複式の学校に入っていたりしていますので、市としてはとにかく現職 を入れられるところには現職を入れてくださいと。微妙なところ、学校はそれはもうもちろん、 臨時的任用職員で対応しなきゃいけないのですけれども、現職が入れられるところは入れてくだ さいというお願いはしています。ただ、異動の時期であったりとか、標準が6年ですので、そこ に達していない人を動かすということはなかなかできませんので、そういった関係もあって、県 も非常に微妙な非常に苦しい人事をしているのだろうなと。実際私自身が携わったことがありま せんので、正確にはわからないのですけれども、そういったいろんな条件が重なって、臨時的任 用職員で対応せざるを得ないという状況もでてきているのではないかと。市教委としては、とに かく、現職が配置できるのだったら現職を配置してくださいと毎年度お願いをしているところで す。

○委員長(平原志保君)

委員長を代わります。

○委員(宮内 博君)

今のお話ですけれど、文部科学省が示している、教職員定数の算定基準というのがありますよね。それで、1学級、2学級の場合は1人となっているのだけれども、3学級を超えると1.25という係数で職員を配置しなければならないというような基準があるのですけれど、今おっしゃった臨時的な教員で配置をしている人数というのも、基準の中の基礎数に含まれるということでの理解でよろしいのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

そのとおりでございます。

○委員(宮内 博君)

そうしますと、先程、令和2年度の期限付き職員の数は小中学校で12.9%ということでありましたけれども、それは先程おっしゃったように、いわゆる3月、4月は子供の数が移動によってやむなく対応を迫られる場合もあるでしょうけれども、そうではなくて、恒常的に臨時職で、いわゆる期限付き職員で対応せざるをえない状況が今の鹿児島の教育の現状だというような形で理解をすればよろしいわけですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

その通りだと私も考えていますが、先ほども申し上げたように、現在、ここ数年のデータを見てみると10%から13%が期限付きということになっていますけれども、今年度の県の人事異動、採用の様子を見てみるとやはり、現職で対応したいという考えは十分あると思っています。もちろん期限付きの方にも期限付きでいるメリットというのはあるのでしょうけれども、やはり正規の職員を配置しようと努力をしている様子を、私は感じています。

○委員(宮内 博君)

結論として、教育委員会のほうがおっしゃっているように、国の負担割合を増やすこと以外にこの人的な配置の財源的な保障というのは、なかなかないということだろうと思います。それで、陳情の趣旨は、ちょうど市町村合併と同時に国庫負担の削減というのは、2分の1から3分の1になされたと。小泉政権の時だったと思うわけですけれど。それで、陳情書では2分の1の復元を求めているというところでありますが、このような形で国庫負担率が削減されたことによって、今のような状況が顕著に現れる形になっているというようなことなのでしょうか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

小泉政権の時に2分の1から3分の1になったということは、やはり県の負担も大きくなったということになりますので、陳情にもありますように国が2分の1を負担するということについ

て、県の財政からすれば、県のほうがその分をいろんなものに、人の確保にも使えるようになる わけですので、現状では県の負担が減ってくれれば大変助かるのではないかなと思っておりま す。

○委員(植山利博君)

確かに、国の負担が増えれば県の負担は減る。そうすることによって全国均等な体制がとれるということはあるのでしょうけれども、逆に言うと、地域の特性に応じたシステムを構築するには、国からきた財源を使ってでも、そこの県が直接、教育というシステムをまわすほうが国全体としては効率の良い運営ができるというような考え方もあるのではないかと。三位一体の改革の時に、なぜ国が2分の1から3分の1にしたかというと、その地域特性に応じた教育システムを構築するということが基本だったと私は思うのですけど、その辺の見解はいかがですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

県もそうですけれども、霧島市においても、例えばジオパークであったりとか地域の資源を生かして特色ある教育が現在展開されているところです。そのために幾分予算をかけたりもしています。ただ、学校もそうですし県教委も市教委もそのように、地域に根差した特色ある教育を展開するということはとても大事だし、例えば霧島仕事維新というものをやっていますけれども、これは地元を知って、地元の企業の良さを知って、地元に就職をしようと考えるような子供たちを育てていこうという願いでやっている事業なのですけれども、このように地道にそういった事業をやってきていますけれども、やはり予算がほしいというのが本音なのです。そう考えると、県も2分の1ということによって、むしろ、特色ある教育がますます展開できるのではないかなと私自身は思っています。

○委員(植山利博君)

今回コロナの状況の中で、国も子供一人ひとりに端末を与えて、リアルとラインのベストミクスということを言っていますけれども、そのことを市としても、今後はしっかりとそういう方向を見据えて取り組む必要があると思うのですけれども。その教員の確保が難しいというようなことも含めて、今後人口が減少していく、そういうようなことも含めて、将来的にはリアルとラインのベストミクスということが非常に重要になるのではないかと。そういう取組を今、進めるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

植山委員のおっしゃるとおりで、今年度中に一人ひとりの端末を整備すると、それから学校のネットワーク環境も整備するというGIGAスクール構想については、なにがなんでも今年度中にしっかりと整備をしていく、そして、それを活用できる教員や子供を育てていくということが急務だと私は思います。したがいまして、私たちが今考えているのは、教育委員会としてその方向性を示せるのは、もしかして教育講演会をリモートでできないかと今考えているところなのです。そういったことを積み重ねることによって、教員の資質もそうですけれども、子供たちの情報活用能力というのも伸びていくのではないかなと。人的なものを補うために、端末を十分活用していくという方向にどんどん進んでいくのではないかと思っています。

○委員(新橋 実君)

例えばその問題で、やはりパソコンとかいうのは先生たちがわからないといけないわけです。

まだそこまで先生たちが勉強を一番してもらわないといけないと思うのですけれども、もし壊れた場合に対応できないという先生が非常に多いと思うのですけれども、その辺の対応策というのはされているのですか。オンラインとオンデマンドなんかもあると思うのですけれども、よそではそういうのもやってらっしゃるわけですけれども、霧島市もそういう考えを持って、今回も取り組もうとしたどこか事例があったのですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

今回、メディアセンターのホームページ、トップページに子供たちの学習を支援するということで、様々なところに文部科学省であったりとかリンクを貼って、さらに霧島市が今取り組んでいる今週の一間というものを掲示して活用できるようにしたりしました。ただ、やはりネットワーク環境が整備できていないということで、オンライン授業とかそういったところまではいけませんでした。今後、そういった端末の整備も含めて、研究を続けていく必要があると思っています。幸いに、端末については私たちが教員になった頃はもちろんないし、MS-DOSの時代といっても使い難くて使い難くて大変だったんです。ところが、今の端末というのは本当に使い易いし、例えばズームにしても、初心者でも使えるというような状況になったので、端末を使えない教員というのはもうこれからいなくなる。もう定年前でも、更に再任用というところもありますので、再任用の先生も端末を使って授業ができなければいけない。もう歳だから使えないという時代ではなくなったと私は思っています。

○委員長(平原志保君)

ほかないでしょうか。

「「なし」と言う声あり】

ないようなので、以上で、陳情第1号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時22分」 「再開 午前10時37分」

△ 議案第42号 請負契約の締結について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第42号請負契約の締結について、審査します。 執行部の説明を求めます。

○教育部長(出口竜也君)

議案第42号,請負契約の締結につきまして御説明します。議案第42号,R1(繰)日当山中学校 屋内運動場大規模改造工事(建築)について,仮契約を締結しましたので,地方自治法第96条第 1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条 の規定により,議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては,引き続き,教育総 務課長が説明しますので,よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○教育総務課長(西敬一朗君)

議案第42号の請負契約の締結について御説明します。日当山中学校の屋内運動場は、昭和53年

に建設され、建設後40年以上が経過しています。老朽化が著しく、年々修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装等の木質化及びリフォーム、設備機器の省エネ化やバリアフリー対策など、大規模改造工事を行うことで、教育環境の整備を図るため、日当山中学校屋内運動場大規模改造工事(建築)に係る請負契約を締結しようとするものです。議案33ページを御覧ください。契約の方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、新町・川原特定建設工事共同企業体代表者株式会社新町組代表取締役新町栄子が入札価格2億1,340万円、技術評価点105.3点、評価値54.2784点で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積864㎡の屋内運動場の柱、はり、壁を残して、その他の部分について全て改修する大規模改造建築工事です。工事場所は、参考資料1の配置図に斜線で表示している部分であり、工期は、令和3年1月29日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から4をご覧ください。以上、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長(平原志保君)

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(山田龍治君)

今回,請負契約の締結についてということで御説明いただきましたけれども,先ほど日当山の 方が40年以上たっているということで答弁いただきましたけれども,ほかの学校で40年以上たっ ている体育館というのはあるものなのでしょうか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

他の学校につきましても、40年経過している建物がございます。

○委員(山田龍治君)

何校ほどあるのでしょうか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

済みません、今、手元に資料がないので何校とは言えませんけれど、複数校ございます。

○委員(山田龍治君)

その複数校の中では、当然、減価償却がもうきていますので整備をしないといけない、また費用がかかるというのがあると思うのですけれど、それに対しての見識とか、今後しないといけないというのはあるのでしょうか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

現在,霧島市小中学校等学校施設の長寿命化計画を策定しておりまして,その中で今後の整備 方針について,計画を今策定中でございます。その計画ができましたら,その計画にのっとりま して整備を続けていくということで考えております。

○委員(宮内 博君)

口述の方では、柱、はり、壁を残して、全てですね、改修するということであります。それでここは確か老朽化がかなり進んでいるということであります。それで、天井部分にはバレーボールの玉などが打ち付けられた痕跡がずっとあるわけです。それで、この天井の部分を含めた、いわゆる壁の部分は今回、改修の対象となっていないということでありますけれども、そこはその老朽化度合というのはどういう状況なのかですね、いわゆる屋根の部分とかそういうのは手を付けないということではないのかなというふうに思いますが、その辺をちょっと御説明いただきた

V10

○教育総務課主幹(町田信彦君)

今回,日当山中学校につきましては,口述で書きましたように柱,はり,壁を残して全てやり変えるということで,屋根につきましては,現在,シルバークールという高強度プレキャストコンクリート製の屋根になっております。今仕上げ材のところにボールの跡とかが付きまして,ボロボロ崩れている状態ですので,当然そこにつきましても全面撤去をいたしまして,塗装等できれいにやり変えるということで計画をしております。

○委員(宮内 博君)

屋内の天井部分は全面的にやり変えるということなのですが、屋根の部分のですね、特徴的な 屋根の形態をしているのですけれど、これはそのまま十分耐えうるというような判断ですか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

日当山中学校の屋内運動場につきましては、合併前の平成17年ぐらいに耐震診断しておりまして、その結果として屋根が、高強度プレキャストコンクリートになっておりますので、地震がきた時にずれる可能性があるということを指摘されましたので、合併した1年目の平成18年に、耐震補強工事ということでシルバークールのずれ止め工事の補強しておりますので、建物につきましては耐震診断上問題ないというふうに判断しております。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。

○委員(新橋 実君)

今35ページを見ているのですけれども、入札金額があって技術評価点があって評価値があるわけですけれども、最終的には入札金額と評価値で決まっているのかなと思うわけですけれども、この評価点というのは、色々ここに書いてあるわけですけれども、どれくらい影響力というのはあるのですか。評価点でいくと3番目なのです。その辺をちょっと教えてもらえますか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

今回,総合評価方式ということで,評価点につきましては,金額に該当しないところで,企業の施工能力,あと配置予定技術者の能力,それと地域貢献度ということで点数をつけるようにしております。その点数とあとはその入札金額によって,最終的な評価点が決まってくるのですけれども,入札金額がある程度近ければ,この評価点によっての逆転っていうのもあるのですけれども,入札金額をかなり安く入れますと,どうしても入札金額で落札順位が決まってしまうということです。今回の入札につきましても,新町・川原特定建設工事共同企業体のほうが最安値で金額を入れたということで,評価点等と合計いたしまして,評価点も一番高くなったというような結果になっております。

○委員(新橋 実君)

これの積算額は幾らでしたか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

予定価格につきましては、2億2,014万4,100円となっております。

○委員(新橋 実君)

それは消費税を入れた額ではないですか。消費税抜きの価格を言ってください。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

失礼しました。消費税抜きの金額が2億13万1,000円です。

○委員(新橋 実君)

ということは,他の業者は全て入札額を上回っていたと。ま,言えば失格だったという理解でいいのですか。失格というか,無効だったという理解ですか。

○教育総務課主幹(町田信彦君)

はい, 1社以外は予定価格には達していなかったということでございます。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、議案第42号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時49分」

「再開午前10時52分」

△ 「新型コロナウイルス感染症に関する決議」における対策の経過報告について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、教育部より新型コロナウイルス感染症に関する決議における対策の経過報告を求めます。

○教育部長(出口竜也君)

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議のうち、学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等の対策につきまして、御報告いたします。本市では、新型コロナウイルス感染症対策により、市立小中学校の臨時休業を本年3月3日から3月25日までと、4月23日から5月6日までの2回にわたり実施しています。この臨時休業に伴い授業日数の不足が生じている学校がありますので、学びの保障を行うため、夏休みの短縮について、関係機関と調整を行ってきたところです。その結果、全ての市立小中学校において、例年、夏休み期間中である7月21日から7月30日まで臨時に授業を行い、7月31日を終業式とすることが決定しましたのでご報告します。詳細につきましては、引き続き、学校教育課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長(芝原睦美君)

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議の中の、3、学校の臨時休業による児童生徒の学力の低下の防止等について、十分な対応を図ることにつきまして、経過を御説明いたします。本市は、令和2年2月27日政府による全国一斉臨時休業の要請にともない、令和2年3月3日から3月16日までを臨時休業としました。突然の休業要請に対し、学校は十分な対応を取ることができず、指導にあたっては不十分な面はありましたが、追加の学習課題を家庭に届けるなどの取組を行った学校もありました。その後、感染症対策のため休業期間を延期しましたが、3月25日の終業式では、春季休業中に未履修の内容の補充や、必要な家庭学習課題を児童生徒に提供し、休業期間の学習の補充を行うよう学校に指示しました。また、再度の臨時休業に備え、学習課題を準備しておくようにとの指示もいたしました。例年通り、4月に新学期をスタートしたところで

ありますが、政府の緊急事態宣言を受けた、令和2年4月23日から5月6日までの2回目の臨時体業では、休業までに準備期間を設け、学習の遅れや未履修が生じることのないように、休業明けの授業に関連させた内容等を考慮した学習課題を与えるよう、学校に通知しました。休業期間、学校では家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の学習状況や健康状況等の把握に努めました。また、市のホームページの改善に取り組み、休業期間に活用できる問題をダウンロードし、活用できるようにしたり、県教育委員会や文部科学省の学習支援のページを紹介したりするなど、インターネットを活用した学習支援や体力づくり支援に努めました。夏季休業の短縮については、先ほど教育部長が申し上げましたが、本来終業式であった7月20日から7月30日までの平日を授業日とし、給食も提供します。なお、1学期の終業式は7月31日に繰り下げます。このほか、文部科学省のGIGAスクール構想の実現及びGIGAスクール構想の加速による学びの保障の事業により、校内通信ネットワークの整備と児童生徒一人1台端末の整備の実現に向け、現在、予算の編成と整備に向けた準備に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の発生を警戒し、学校においては、新しい生活様式に基づき、感染症対策を継続しながら学びを保障するとともに、端末を利用した家庭学習の在り方などについて、今後研究してまいります。

○委員長(平原志保君)

ただいま,執行部の報告が終わりました。質疑はありますか。

○委員(下深迫孝二君)

二,三,ちょっとお尋ねします。今回,この新型コロナウイルス感染症いうことで、非常に初めての御経験を、皆さんされたのだというふうに思っております。この夏休みを、十日間くらいですか、1学期の方に短縮するということなのですけれども、3年生などは受験生ですよね、そうした時に、この十日間で本当に授業を取り返すことができるのかと。秋口からいきますと冬場に向かって、また今度は第2波、第3波といったような、起こり得る可能性も十分あるというふうに、私はニュース等を聞いて思うのですが、この夏休みをもう少しフルに使って、せめて40日あるうちの半分ぐらいをちょっと追い込みにできないのかなと個人的には思ったのですが、そこらはどのような協議をされたのか、ちょっとお伺いします。

○学校教育課長(芝原睦美君)

学校に、1学期末までの学習内容について不足している時数を調査したところ、中学校で最大、例えば1日4時間だとして何日くらい足りませんかという質問をしたのですけれども、最も大きい学校で8日ということでした。32時間足りないということで、今回、20日から延ばしましたので、ここ6時間授業をすれば、これをクリアできるという判断を致しました。それと、夏休みの後半、授業を設定するということも考えたのですけれども、やはりお盆の時期の人の移動によって、感染のリスクが高まってしまうのではないかというようなことで、夏休みの前半に授業日を設定するという判断を致しました。

○委員(下深迫孝二君)

要するに、1学期の分については、今設定されたところで取り返せるということは理解をしますけれども、今度は第2波とか第3波がきた時に、これは取り返す枠がないわけです。冬休みとか僅かな期間はあるのでしょうけれど、受験生なんかにとっては、もうそれどころではないというのはあるわけです。例えば、盆にその大移動があるといったようなことも考慮しますと、盆ま

での間に2学期の分を少し追い込むとか、授業を早めに済ませておくことは決して悪いことではないわけですので。ということをね、また今回、観光なんかの場合でも県境を超えてといったようなことも政府は既に言っていますよね。そうしたら、やはり、まずそこに大きな問題が発生していくのかなという気もするのですが、もう少しに総合的に、1学期の分だけではなくて、2学期、例えば3学期の分を、少し前倒ししてできるような形で夏休みを利用されたらどうなのだろうなと個人的に思ったものですから、このようなことをお尋ねします。

○学校教育課長(芝原睦美君)

小学校が35校あるのですけれども、今度は必要日数以外に、校長に、夏休みの短縮は必要かという問いをしました。小学校は11校が必要だと。35校中11校が必要、24校は必要ないと。中学校のほうは、13校ですけれども、一つは分校ですので、12校に聞いたところ、全ての中学校が夏休みの短縮は必要だという答えでした。ただ、その夏休みの必要日数を聴いたときの、時間が足りませんよというのは、小学校で6校、中学校で5校だったのですね。そう考えると、だいぶ多くの学校が1学期の内容までは終わっている、そうすると、今回の延長についてはどう意味があるかということを考えると、やはり、今後第2波、第3波がやってくる可能性もある。台風で休業しなければいけない、また、今度はインフルエンザにも注意をしていかなければいけない、というこれらの関係を見てみると、校長はできるだけ先取りしておきたいと意識が働いているものと私どもは判断を致しました。

○委員(山田龍治君)

学校の臨時休業による児童生徒の学力の低下の防止ということで、ここには記載されております。予想されるのは当然授業量が減ったわけですから、それだけ生徒さんに対する授業はできないということで、学習能力が低下するであろうということでされているのだと思うのですけれど、数字的なエビデンスはとっていないのか。例えば3月3日から3月25日というのは、これは1年生だった子が2年生になって、1年生の授業ができなかったということになるわけです。そこに対しての、どれだけ遅れているのかというのを、学校内でそういう検証をなされたのか、それを補完するために、少し2年生に入ってから1年生のおさらいをしたのか、4月23日から5月6日までの休みというのは、当然、この夏休みを伸ばすことによって補完ができると思うのですけれど、そういったものが数字的に検証をなされたのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○学校教育課長(芝原睦美君)

今回,全国学力学習状況調査も中止になりました。実際には,恐らく大きな影響が出てくるだろうなと思ったのですけれども,残念ながらその検証はできませんでした。実際に,共通の学力の状況を客観的に評価するためには,これも休業で遅れてはいるのですけれども,標準学力検査NRTの結果がそろそろ返ってくる時期であろうと思います。それを検証する必要があるなと思っています。なお,3月の休業ですけれども,小学校は3月はほとんどまとめの時期に入って,学習内容は終わっていたけれども,委員がおっしゃるように,しっかりとした補充の時間というのはできていないと。もちろん新学期に入ってですね,そこの補充をし直して,そして新しい学年の学習に入っていくというようなことは,当然なされたわけですけれども,私どもが考えているのは,まだ不十分であろうと思っています。そこで,今年度から,今週の一間というのを昨年

度から送っているのですけれども、今週の一問プラスアルファということで、こちらが配信するだけではなくて、学校でもウェブ上に県教育委員会が問題を出していますので、それらを活用して補充をするようにと、また夏期休業中の学習課題も、あまりドリルのほうに偏ってしまうと夏休みの意味というのが薄れてしまいますけれども、できるだけ補充ができるようにという指示をしているところです。

○委員(山田龍治君)

課長の答弁でもありましたとおり、今週の一問というのはインターネットでやるものですので、それを学校のほうにお願いをしてやってもらうということなのですけれど、これでは、言えば結果の数字が伴わないと思うのです。どれだけ学校にやって、生徒さんがどれだけ解いたかというのは、数字を出して根拠というか形を造らないと、ここの学力低下というものにつながらないのだろうと思いますので、やはりお願いだけではなくて、しっかりとそれをやってもらう、やってもらった結果がどうだという、ここの数字的なものというのはしっかり担保しないと、ここの学力低下を防止することにはつながらないのかなと思いますので、そこはまた学校の方にお願いをしていただきたいと思います。

○学校教育課長(芝原睦美君)

山田委員のおっしゃるとおりです。各学校で組織的にしっかりと取り組んでいるか。そして管理職にはその見届けをお願いしています。昨年度の鹿児島学習定着度調査の成績が県を大きく上回ったということは、一つそういった、今週の一間だけではないかもしれないんですけれども、組織的に取り組んだか、そして校長研修会、教頭研修会の折に、必ずどんな取組をしたかということもチェックをするようにしています。今後も子供の学力低下を防ぐ、あるいは学力向上のために組織的な取組がなされるように、学校訪問等を通じて指導していきたいと考えております。

○委員(山田龍治君)

植山議員等もお話しされたとおり、新型コロナウイルス感染症によって大きく社会が変わる、 そして制度も変わる転換期にきている状況だと思いますので、新しいことにチャレンジをしなが ら、どういった形で子供さんたちに教育が提供できるのかという、新しいチャレンジだと思って ですね、是非霧島市が率先して、県内でも進んだ教育行政になることを強く要請したいと思いま す。

○委員(宮内 博君)

口述にもありますように、突然の学校の休業要請ということでありまして、大変、この一時的な混乱もしたのかなというふうに思うのです。それで、不十分な点があったということで総括がなされているわけでありますけれども、どういう点で不十分な点があって、それは今後に生かすということに当然なっていくだろうというふうに思うのですけれど。先ほど第2波、第3波に備えてどうするかということとも当然関連をしてくるというふうに思いますが、その辺を総括的にお答えいただければ。

○学校教育課長(芝原睦美君)

最初の休業については、もうかなり学校も混乱をしたと。我々もどう進めていけばいいのかと、 学校を混乱させないためにはどうすればいいかと。色々と。結局、通知を出すのにしてもぎりぎ りになってしまうというようなことで、学校の負担感はかなり大きかったと考えております。更 に学習課題についても、どんな点を留意して学習課題を作ればいいのかとか、これからこんな学習をするからこんな課題が必要だというのを考える時間が無かったということがあって、とりあえず出せというような感じだったと思いますし、更に電話連絡や家庭訪問をこまめにしてくださいとお願いをしたのですけれども、やはり御家庭によっては来てくれるなと、なぜ家庭訪問するのかというような御意見もありまして、子供たちの学習状況や健康状況ですね、最初の休業では大変厳しい対応をしなければいけなかったということもありました。その後、段々と落ちつきを取り戻して、休業期間に先生たちがどういう学習課題が必要なのか、これからどういう学習をして、新学期に入ってまたくるかもしれないと。であればどんな学習課題が必要か、そして春休みの課題はどんなものが必要なのかということを休業期間中に考えることができましたので、質的には最初の休業の時よりも、上がったのだろうなと思います。いずれにしても、初めてのことですので、学校も教育委員会も大変混乱した中で慌しく対応していったというのが事実です。やはり時間的な余裕がないと質も高まらないということを痛感した臨時休業でした。

○委員(宮内 博君)

テーマは児童生徒の学力の低下をどう防いでいくのかということなのですけれど、突然のことで、今おっしゃったような対応を迫られたということですが、教職員にとっても子供たちにとっても初めての経験ということで、それなりにかなりストレスも大きかったのではないのかなというふうに思うのです。それで、学力の低下を防ぐためのメンタル的な取組という点では、現状がどうであって、どのような対応をして、これからどういう風に強化しなければいけない点ということなどが課題としてあるのか、その辺をお示しいただければと思います。

○学校教育課長(芝原睦美君)

子供たちも教師もですけれども、ストレスが溜まっていくような状況だったと思います。学校再開をして、子供たちの健康観察、表情そういったものの観察を徹底するようにということで、教育委員会としてはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣、幸い保健福祉部にこども・くらし相談センターが設置されましたので、新しい組織になって、実際のスクールソーシャルワーカーの動きとしてはまだまだというような感じはしているのですが、そういった相談機関が一緒になったので、やっと機能してきたかなと思っているところです。相談もだいぶきています。あとメンタル的な部分については、県のスクールカウンセラーを緊急に派遣するということもできますが、今のところ大きな心理的ストレスで学校に行けないとか、そういった臨時休業によってそうなったという話は聴いていないのですけれども、今後もそういった体制で対応できるようにしていきたいと考えています。

○委員(仮屋国治君)

決議からは少し外れますけれども、新型コロナウイルス感染症対策ということで一つお尋ねを したいのですが、まだ学力というより感染の方が非常に恐いなと。特にクラスターが発生しやす い学校現場ということがあるわけですけれども、お聴きしましたところによると、京セラさんな んかは本人も家族も県外に移動した場合、入ってくる出ていく、そういうことがあった場合には 2週間自宅待機をして出社禁止という措置も取られているようですけれども、そういうことで、 学校関係者、先生含めて給食関係の職員の皆さんも含め、行動指針といいますか、そういうもの について通知通達をだされたようなことがございますか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

文部科学省から学校における衛生管理マニュアルというものが出されました。これが新型コロナウイルス感染症と一緒に生きていかなければならない学校での生活様式が網羅されています。もちろん,例えば子供と子供の間を2m,最低でも1m離すというようなことについては,なかなか現実的には難しいところもあります。小さい学校ならどうにかなるのですけれども,大規模校であると,それこそ教室が足りないというような状況も出てくるので,そういった中で三密を防ぐ,換気をする,マスクを付けるというようなところを徹底させているところです。体育の授業の仕方についてもマスクの着用は必要ないが,しっかりと間隔をとること,運動をしない時にはマスクを付けることなどという衛生管理マニュアルに沿って,学校は教育活動を進めていく必要があると考えています。そうであるからこそ,先生たちがですね,例えば小学校1年生,2年生の対応というのは,学校として非常に苦慮しているという声も聴きますが,そういった中で,新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければいけないということを子供たちが学んでいくと。子供たち自身が自分で考えて,自分で行動できるようにしていくということが,すごく大事なことではないかなと考えているところです。

○委員(仮屋国治君)

ちょっと私の求めた答弁とは違ったのですけれども、可能性は子供たちにもあるし、子供の親にもあるし、いろいろあると思うのですけれども、学校関係者がつい感染経路の走りになってしまうということを防いでいかなければいけないのではないかという思いがあるわけですけれども、先ほど京セラの例を示しましたけれども、そのぐらいのことを通知することによって、どうしても葬式とか何とかあって、親戚の葬式があって県外に出ないといけないというケース等もあると思うのです。そういう場合に、いや自粛しなければいけないのか、行ってきてもいいけれども2週間は待機をして様子を見るとかそういうことの指導といいますか、サゼッションをするのもやはり教育委員会の務めではないかと思うのですけれども、その辺のところで何か通知を出されたことはありませんかという御質問でした。

○学校教育課長(芝原睦美君)

今,委員から御指摘があったように、学校に関係するもの、子供もそうですけれども、教師、教職員についても、これが感染源になってはいけないということで、最初の臨時休業の――。一度、教職員が感染源にならないようにということで、やむを得ず県外に出る時には、必ず管理職に届けると。そして、蔓延している緊急事態の時もありましたので、県外に行かなければいけなかった時には2週間休むということ。これは特別休暇で、自宅で様子をみてくださいというような通知、それからやはり、不要不急でない時に県外に行ったり、あるいは人の密集しているようなところに行ったり、自分は子供たちの感染源になってはいけないんだということをしっかり自覚して行動してくださいという通知を出しました。

○委員(新橋 実君)

確認ですが、今、子供たちに対して通学する時のマスクの着用と学校内でのマスクの着用、ソーシャルディスタンスの間隔の取り方ですね、そういったのはしっかりと教室内での指導は徹底されているのか。鹿児島県内ではこの間1件出ましたけれども、そういった対策というのは、今、各学校、非常に大きい学校もあるわけですけれども、その辺はどういう風な対応をされているの

ですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

子供たちの登下校の様子だったりとか、学校に行って教育活動の様子を見た時に、登下校の場合もソーシャルディスタンスが保てていないとか、そういった状況は散見されます。授業中においてもマスクをしていない子供、場合によっては教師がマスクをしていないというような状況も学校を訪問すると見られますので、管理職研修会では具体的に徹底するようにと、こういう場合、特に教室の場合は、授業の中で換気タイムを設定しなさいと、であったり空調の効果的な使い方、扇風機もありますし、そういった使い方についてもしっかりと状況に応じて対応してほしいということを言っているのですけれども、やはり意識というか、教師によって意識の差があるというのは現実ですので、管理職を通して繰り返し指導していくしかないのかなと思っています。先日、私もちょっとお店に行ったら、結構マスクを付けていない方も多いものですから、やはり社会的な動きとして、この新しい生活様式の定着というのが、これは学校だけではなくて、社会的にそういった動きが必要なのかなと感じているところです。

○委員(植山利博君)

マスク着用の件なのですけれども、特に、幼稚園の年齢の低い子供たちには、脱水症状とか逆に良くない場合もあるというようなことを言っている学者もいるようです。それと、今後暑くなっていくとマスクが脱水症状を引き起こしたり、特に体育の授業とか体を動かす時には、マスクが逆作用を起こすようなことも言われておりますけれども、その辺のところの検証なり、対応はどのようにされていますか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

就学前の子供さん,あるいは小学校低学年,一,二年の子供さんにとって,確かにマスクが苦しいということはあると思いますけれども,それからもう一つ大きな問題は,未就学の子供たちにとって表情が見えないと,相手の表情が見えないというのは,その子供たちの成長にとって,大きな影響を与えるであろうとも言われています。ここについては,マスクの着用をしなければいけない場面,しなくてもいい場面というところをしっかりと区別をして対応していく必要があるなと思っています。遊びの時間で,ある程度距離が保てるのであればマスクはいらないでしょうし,体育の授業も,基本的には距離が保てるのであれば,競技はもう限定されてしまいます,実際には。これは仕方がないのかなと。時期をずらすとかそういったことが必要になってくると思いますけれども,体育の授業では基本,身体を動かす時はマスクを外すと。それから,学校生活においては,今後は毎日水筒を持参するということが必要になってくるのかなと。今までは期間を限定していたのですけれども,これからは登校する時は,毎日水筒を持参するというようなことを徹底していく必要があると考えています。

○委員(宮内 博君)

実際,休校の措置をとって,子供たちやその先生方にもかなりの大きなストレスにもなったと。 学習の機会を奪うというようなことにもなったのではないのかなと思うのですが,正しく恐れる というのは,ものすごく大事だろうと思うのです。それで最近よく目にするようになったのが, 子供の感染リスクというのは大人に比べてものすごく低いと。それで,国内でもゼロ歳から10歳 未満の子供の感染率というのは0.4%という数字が示されている状況になっています。でもそれ はウイルスを受け入れる細胞そのものがまだ形成されていないのではないかというような,そういう科学者の見解も示されているのですけれども,世界的にもそういう子供の感染というのは非常に少ないという特徴が,今度のコロナウイルスであるということが,次々に発表されている中にありますよね。それで,文科省がどういう動きをしているのかということと,直接影響を受けることになるのですけれど,教育委員会ではそのようなこの知見について,科学者の知見について,検証について,議論はされていないのでしょうか。いわゆる大人と同じような関係で子供たちにもそういう網を被せるといいますかね,そういう対応が本当にいいのかどうかというようなこと。先ほどあったように熱中症とかいうようなことです。そういうことも当然,こう指摘をされているところでありますが,その辺は議論されているのでしょうか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

実際,議論というところまで至ってはいないのですけれども,やはりその文科省の通知の中にも,子供の感染というのは非常に感染率が低いということがいわれています。ただこれも,初めてのことなので,文章の中にもまだ解っていないことがたくさんあるということで,今のところは子供の感染率は低いと。だから感染防止策を緩めていいのかといった時に,正直言ってなかなか難しいと。感染率が低いからマスクしなくていいよと言っていいのかというようなことになりますので,今後,様々な研究者の方,この新型コロナウイルスの特性についてお調べになると思いますけれども,そういった時間の経過の中で少しずつ少しずつ元の生活にどこから戻せるのかというような知見が得られることを期待しているところです。

○委員長(平原志保君)

済みません。一応、ここの部分は、あくまでも学校の臨時休業による児童生徒の学力低下防止等の対策についての報告のところなので、ちょっと話がずれていくような今後の話でしたら、一般質問のほうでちょっとお願いしたいなと思います。ちょっと時間も限られてきますので、そこまでの答弁も用意されていないでしょうし、いろいろ聴こうと思えばいくらでも聴きたいのですけれども、ちょっとこの辺にしていただければ有り難いです。よろしいでしょうか。

○委員(宮内 博君)

実際に学力の遅れという、もともとのところの問題があるから、こういう議論をしているわけです。だから、そこのところそういう性格のものだというのは共通の認識だと思うのです。ですから、もちろん委員会のほうはですね、どちらかというと、その一般質問とかそういう機会よりももっと深く議論ができるんです。だから、そこのところはそういう風に委員長のほうで時間を気にしてということなのかもしれませんけど、されるのはどうかなというふうに思います。要するに正しく恐れるということですよ。教育の現場でもですね。それで本当に東京のほうでまたクラスターが発生しているような状況がありますから、先が見えないという不安は共通の認識だろうと。早くワクチンが開発されて、そういう不安が解消されるというのは、誰もが願っていることですから、ぜひその辺、繰り返しますけれども、正しく恐れるというのを教育現場の方でもぜひ今後に生かしていただければと、これは要請しておきます。

○学校教育課長(芝原睦美君)

今,宮内委員がおっしゃったことについては、やはり元の生活にどうすれば戻せるのかという ことを考えていく必要があるし、実際、新しい学習指導要領の主体的・対話的で深い学びという ことは、対話的ということは話をしなきゃいけない、この状態でどこまでやったらいいのかというのは、確かに、授業を作る上でグループ活動させていいのかとか、話合活動をさせていいのかとか、その辺りは先生方も非常に苦しんでいるところです。その辺りも含めて授業の在り方等について、授業の質を上げるためにどこまで許されるのかということを、今後考えていく必要があると思っています。

○委員長 (平原志保君)

ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

では、ないようなので、以上で、教育関係の新型コロナウイルス感染症に関する決議における 対策の経過報告についての質疑を終わります。しばらく休憩します。

> 「休憩 午前11時31分」 「再開 午前11時35分」

△ 「新型コロナウイルス感染症に関する決議」における対策の経過報告について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、保健福祉部より新型コロナウイルス感染症に関する決議における対策の経過報告を求めます。

○保健福祉部長(西田正志君)

それでは、新型コロナウイルス感染症に関する決議における対策の経過報告を行います。まず、保育所及び放課後児童クラブへの支援については、本年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための物品等購入に対する補助を実施しており、4月1日開所の4保育所等についても新たに補助対象に追加しました。また、4月23日から5月6日までの小中学校臨時休業時においては、放課後児童クラブが臨時休業期間中において長時間開所することのないように、教育委員会等と連携し対応したところです。次に、介護施設への支援については、3月末に市から、地域密着型介護サービス事業所に対し、サージカルマスク約2,000枚を配布し、直近では、民間企業から寄贈されたサージカルマスク約1万6,000枚を、35箇所の訪問系サービスを行う介護サービス事業所へ配布したところです。最後に、医療機関への支援については、4月末までに市から、霧島市立医師会医療センター、姶良地区医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対し、サージカルマスクやN95マスクを約11万枚配布しました。また、霧島市立医師会医療センターには、10容器72本分のアルコール手指消毒液の配布も行いました。5月以降も引き続き、霧島市立医師会医療センター、姶良地区医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対し、サージカルマスクを市から約3万7,000枚、民間の企業等からの寄贈分約2万5,000枚を配布したところです。

○委員長(平原志保君)

ただいま執行部からの報告が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(下深迫孝二君)

今,マスクの件も報告いただいたのですが,中国ではマスク会社が倒産をするというぐらいマスクの需要も減ってきたんだという声も聴きますけれども,やはり霧島市では保健福祉部関係に

おいて、マスクの在庫というのは、どのくらいいつも準備をされているのかお聴きを致したいと 思います。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

保健福祉部健康増進課としてマスクを備蓄しているのがN95マスクでありまして,これはもう 以前全協等でもお話ししましたけど,3万枚以上は備蓄しております。その他に防護服,消毒液 等を備蓄している状況でありまして,これは県の要請によって,市の職員による見守りの実施と か自宅で療養する患者さんなどに対して,市の職員が実際回るような事態が発生した時のために 備蓄しているものであります。これは,患者数が急激に増加したようなことを想定しております。 ただ,職員用のマスクというような形では,総務部のほうで備蓄している状況でありますので, その数については,保健福祉部としては掌握していないところでございます。

○委員(下深迫孝二君)

何でこういう質問をさせていただいたかといいますと、第2波、第3波といったことが起こり得る可能性も十分あるわけです。そうした時に、第1波の時にマスクが無い、消毒液が無い、そしてまた医療者の方たちが着られる防護服も無いといったようなことがかなりあったわけです。ですから、やはりことが大きくなってからは、品物も入ってこないということもあるので、今こうして落ち着いている時に、少しやはり準備をしておかれる必要があるのではないかと思いましたので要望しておきます。

○委員(宮内 博君)

最前線の市役所の中で、最前線に立って奮闘されている日々だろうというふうに思います。まずは本当にお疲れさまです。それで、今ありましたように、第1波の時に市役所自身もかなり混乱はされたと。そして学ぶべき教訓というのがいっぱいあったのではないかというふうに思うのです。それで、その辺の総括と、それから実際にここで言っている、後段の部分の介護施設あるいは医療機関等への支援というのがどういう形で行われようとしているのか、特にきちんと対応ができるような体制というのを、いかに下支えをしていくのかということが必要だろうというふうに思うのですけれども、その辺はどのような議論になっているかについて、入り口部分だけで結構ですのでお尋ねをしたいと思います。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

確かに第1波の時は、市としても、特に、県内で発生してその後、霧島市内でも感染者が確認されたということで、いろいろ対策会議を行いながら進めてきた中で、ある程度手探り状態のところもあったところであります。また、マスク、消毒液等についても不足して入る状況の中で、なかなか県からの支援というところも無くて、市としてもなんとかストックしているような、総務部でストックしているようなマスクについては、医療機関の方には配布できたような状況で、その辺の今後に備えて、やはりマスク、アルコール、やはり先ほど下深迫委員からお話がありましたように備蓄というところは非常に重要であると考えております。そういった中で、介護施設への支援というのは中でも、県の方からの支援、国、県からの支援というところもあったところですが、そこ辺ももう少し、県とか介護事業所、今後も連携を密にして、情報共有を図りながら進めていかなければならないと。なにせちょっと、第1波については、初めてのことでなかなか手間取ったところがありますけれども、今までのこと、再確認しながら今後に備えていきたいと

考えているところであります。

○委員長(平原志保君)

ほかはないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、以上で、保健福祉部関係の新型コロナウイルス感染症に関する決議における 対策の経過報告についての質疑を終わります。

△ 議案第35号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長(平原志保君)

次に,議案第35号,霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について,審査を します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長(西田正志君)

議案第35号,霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、令和2年度 診療報酬改定に伴い、軽症患者のかかりつけ医受診を推進し、医療機関の機能分化や病院勤務医 等の負担軽減を図り、医療機関の本来の機能を果たすことを目的として、令和2年10月1日から 使用料等の非紹介患者初診加算料を改定し、これに伴い当該条例の一部改正を行うものでありま す。詳細につきましては、健康増進課長が説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお 願い申し上げます。

○保健福祉部健康増進課長兼こども発達サポートセンター所長(小松弘明君)

議案第35号,霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について,御説明いたし ます。当議案は、霧島市立医師会医療センターの使用料等について一部改正するものであります。 霧島市立医師会医療センターは,姶良・伊佐保健医療圏の中で地域医療支援病院として,また二 次救急を担う公的な中核病院として,重症の急性疾患の患者や慢性疾患の状態が悪化した患者に 対して, 高度で専門的な医療を提供しております。高度で専門的な医療を提供するためには, 一 つの病院が日常の診療から高度・専門的な診療までの全てを担うのではなく、それぞれの医療機 関がその機能に見合った役割を担い、限られた医療資源を有効に活用し、高度化・多様化する医 療需要に対応するという、医療機関の機能分化や地域連携が不可欠であります。医療機関の外来 機能分化の推進を図ることを目的として,200床以上の病院を紹介状なく受診する場合には,健 康保険の自己負担金とは別に、非紹介患者初診加算料の負担を求めることができ、医師会医療セ ンターでは、開設当初より、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者でも、非紹介患者初 診加算料を納めていただければ受診できることとしており, 平成29年4月1日より, 1,000円(税 別)から2,300円(税別)とする条例改正を行っております。この度,令和2年度の診療報酬改 定がなされ、その中で、紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある医療機関 が、特定機能病院及び一般病床200床未満を除く地域医療支援病院に対象範囲が拡大されるとと もに、定額負担として徴収する最低金額として、初診が5,000円、再診が2,500円と設定されまし た。これに基づき,現行の非紹介患者初診加算料2,300円(税別)については,初診時選定療養 費として5,000円(税別)に改め、また、再診時選定療養費2,500円(税別)を新たに設けるもの

です。なお、改定時期は、市民への周知期間を考慮して、令和2年10月1日からの施行を予定しております。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(平原志保君)

ただいま執行部の説明が終わりました。どうしましょうか,時間が微妙なところなのですけど, ここで休憩します。

> 「休憩 午前11時51分」 「再開 午後 0時59分」

○委員長(平原志保君)

再開します。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

今回の提案された議案を見てですね、これでもう完全にその紹介型の病院になるのではないのかなとそういうふうに思ったのですけれど、5,500円出さなければいけないということになるとそんなに易々かかれませんよね、それで私、旧霧病時代からの議論から関わっているのですけれど、紹介型病院にはしないというのがこれまでの発足当時の議論で、当時の医師会長も来られてそういう議論をしたことを覚えているのですけれど。これで今、現在八十何%ですか、紹介率は、どれくらいになるというふうに思ってらっしゃるのですか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

今の初診時算定療養費の件数が、令和元年度実績で1,092件であります。実際初診の患者さんは1万2,044人であります。9.1%の方々が初診時算定療養費というか、非紹介患者紹介料を納めていただているようなところです。この数がそのままであれば、300万程度というふうに思っておりますが、そこを医療機能の分化という形で前回2,300円にした時に、平成27年からしてみますと約半分ぐらいに。平成27年度は2,000件あったものが今1,000件程度になっていますので、半分程度になるのではないかと思いまして、収入としては150万程度と見込んでおります。病床利用率については、令和元年度実績でも91.6%になっておりますので、やはりそれくらいを見込んでいるところであります。

○委員(宮内 博君)

ちょっと確認ですけれど、その91.6%というのはいつの時点での紹介率ですか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

令和元年度実績ですので、令和2年の3月末の時点で、病床利用率についてはあまり影響がないと思いまして、同じ程度を見込んでおります。紹介率につきましては84%であります。申し訳ありませんでした。

○委員(宮内 博君)

紹介率は84%ということですよね。それで、私が聴いたのは、現状がいくらで、今回5,500円にすることによって、どれくらいになるというふうに見込みをしているのですかと聴いているわけです。

○健康増進課主幹 (鮫島真奈美君)

紹介率につきましては、あまり変わらない形で思っております。件数が半分程度になりますので、あまり思ったほど影響がないのではないかと思っております。

○委員(宮内 博君)

それはどういう推計値に基づいておっしゃってらっしゃるのですか。今回, 倍近くに上がるわけでしょ。いや, 倍以上ですね。2,300円ですから, 消費税含むと5,500円ということになれば, 含まないと5,000円ですけれども。それがどういう一つの根拠に基づいて, 今答弁されているのかなというふうに聴いておきたいと思いますけれど。

○保健福祉部健康増進課長兼こども発達サポートセンター所長(小松弘明君)

紹介をしないで初診を受ける方がどれくらいになるかという御質問であるのかなと思います。令和元年度の初診の患者数が1万2,044人,このうちの9.1%の1,092件が紹介を受けないで来られた方と。前回,1,000円から2,300円に上げた時に27年度の人数と比べますと,半分くらいになっていますので,今回5,000円に上げることでまた約半分くらいが少なくなるのかなというふうに考えております。

○委員(宮内 博君)

であれば、最後の先ほどの答弁は訂正しなきゃいけませんよね。実際に今、課長の方からあったように、平成27年度実績で、紹介状無しにおいでになったのは約2,000件と。それでこれが値上げになったことで1,092件に約半分に落ちたと。今度も1,092件が恐らく500件以下になるだろうと、そういうことだろうと思うのです。であれば、紹介率そのものも、今84%ということでありましたので、恐らく90%超えるという形にならざるをえないのかなというふうに思いますけれども、先程の答弁では今後も紹介率は変わらないというふうにおっしゃったので、ちょっとそこは正確に答弁をいただきたい。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

申し訳ありませんでした。平成27年度が紹介率61.9%であります。今,令和元年度が84%であります。かなりこの紹介状のこの制度が浸透しつつあって、そう影響がないこととふんでいましたが、今このやはり半分になるということ等を予測しますと、こちらについても若干増えるふうに予測しております。

○委員(植山利博君)

ちょっとですね、数字が一回一回変わったり、私の聴き取りがおかしいのか、もう一回そこのところ確認をさせてください。平成27年に上げましたよね。この時、私は賛成討論した覚えがあるんですけれども、その時は大体、紹介状が無くてみえていた人が約4,000件、上げた後が荒っぽくいえば約2,000件で二分の一くらいになったと。今回も上げた場合は二分の一ぐらいだから約1,000件になるんじゃないかと。そこを確認したいのです。今、令和元年で1,902件とさっきは言いましたよね。[「1,092件」という声あり]1,092な。そこはちょっと聴き取りが悪かったのか、数字が確認できておりませんので、そこをもう一回、はっきりとお示しをください。それと、27年以前は紹介率が61%で、その後、現在84%、だから今回も若干紹介率は高くなる見込みだということでいいですか。そこをもう一回確認させてください。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

平成27年度の選定療養費の件数が2,029人でありまして,令和元年度が1,092件であります。そして,平成27年度の紹介率が61.9%,令和元年度が84%であります。そういったことで令和2年度において,この5,000円に非紹介患者初診時選定療養費を上げることで,若干,この紹介率に

ついても上がることを見込んでおります。

○委員(山田龍治君)

今回,この金額を上げることによって,紹介状の方々が出ないと受診ができなくなりつつあるような状態になると思いますけれど,今,医療センターの慢性的な待合時間というのは,これによって解消されるものなのかお尋ねしたいと思います。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

これによりまして、若干減るというふうには思っておりますが、やはりちょっと検査の部分と かそういったところは、待ち時間が長いというふうには聴いておりますけれど、外来の部分とか はだいぶ患者さんも減って、待ち時間も少しは緩和されるのではないかと見込んでおります。

○委員(植山利博君)

ちなみにですね, 鹿児島の大学病院, 鹿児島の市立病院, この辺のその状況は, 金額的にはどうなっていますか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

鹿児島大学病院は、平成28年の4月より500床以上の病院ということで、やはり金額が5,000円で、再診が2,500円になっております。鹿児島市立病院については、平成30年度の診療報酬の改定で、ここが400床以上ということの該当で、やはり5,000円と2,500円になっております。今回200床以上という形に範囲が広がったことによりまして、医療センター等が加わった形になっております。

○委員(宮内 博君)

新型コロナウイルス感染症の関係で、かなり医療センターの患者さんも少なくなっていると。 医療収益等についてもかなり落ち込みがあるのではないかなとそういうふうに思うのです。それ で、その辺のまず現状はどうなのかという点で、どの程度情報を得ているのかなと思いますが、 概略御報告をできますか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

金額等については聴き及んでおりませんが、先月、先々月とちょっとかなり落ち込んでいる。 入院患者さんとか予定手術とかそういったものが少なくなっていたりとか、そういったことも聴いております。今、でもちょっと患者さんも、このあいだ行ったら外来の駐車場とかもかなり多かったりしたので、ちょっとそこはまた医療センターの方とも確認しながらちょっと注視して参りたいと思います。

○委員(新橋 実君)

今の医療センターが13診療科目でしたかね。あるのがですね。例えば、今までは13診療科目ですから、あそこに行けば大体のことはわかるのではないかということだったんだけれども、結局、あそこに行くには5,000円お金がかかるということであれば、一般の病院に行って、そこだけの診療が本当に霧島市内の普通の病院でできるかと、一般の病院でですよ。そうなった時に、今の医師会医療センターがそれだけ担保されるかということなのです。また今度どこの病院に行って、そこに行くよりは、市立病院に行こうかとか鹿大の方に行こうかとかそういうふうなかたちになっていくのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

やはりこの制度自体が医療機能の分化ということで、地域のかかりつけ医の方でまず初診を診ていただいて、更にその中で、検査とかまあ高度な医療が必要な場合は医療センターに行っていただくということで、こういった制度もあるのですけれど、ただ、地域にその診療科目がないというようなものにつきましては、医療センターのほうで診ていただくことになりますし、その場合は要らないですね。また特例がありまして、これは紹介状なしの場合、全て5,000円頂くというわけではなくて、幾つかの除外事項がございますので、そういって地域に診療科目がないような場合は、医療センターに直接受診していただいて、そこの初診時選定療養費の方を頂かないということはできます。

○委員(新橋 実君)

ま、そこだったわけですけれど。やはり霧島市内にもいろんな診療科目の診療所はあるわけですけれども、そこではなかなか対応できないところもあると思います。今言われましたように、医療センターでないと対応できないとかもあるわけですので、しっかりとその辺を区別して市民の方にもぜひとも公表していただいて、この病気について、こういった症状がある方は、とにかく医療センターに行ってくださいと、そこについてはお金は取りませんよと。やはりそういったことをしっかりと示していただきたいと思いますので、要望しておきます。

○委員(仮屋国治君)

二,三お尋ねします。国の制度ですからどうしようもないですけれども、再診の2,500円というのは、これはむごいなという気がするのですけれども、一度道を誤ったらずっと付いてくるという感じですけれども。物の考え方としては、どうしてこの2,500円が再診で付いてくるというふうに理解をなさっていますか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

国のほうの制度なのでですけれども、やはりこの医療機能の分化のためには、ある程度症状が落ち着かれたら、また地域のかかりつけの先生方に紹介してということでということだとは聴いておりますが、医療センターの逆紹介の患者数が令和元年度で8,000件程度であります。ここについても、この再診で選定療養費の該当者というのがなかなか現状において見込めない。すでに平成30年度くらいから実際されている医療機関の方にも、医療センターのほうから聴いていただいたのですけれど、一応、再診時選定療養費というのは設定してありますが、なかなかその患者さんについて該当者を特定しづらいというところがあるというふうに聴いております。また、今後、県のほうとか、動向とかを聴きながら今回設定をしておりますが、なかなか患者さんの特定というふうには結び付きづらいかなというところがありますので、また医師会とか医療センターと協力をしながら考えてまいりたいと思っております。

○委員(仮屋国治君)

よくわかりませんでしたけれども。別な質問にごめんなさい。過去に医療センターにかかった 人がまた再度診てもらいに行く時に、初診というのは何箇月以内とかそういう決まりごとがある のですか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

特に決まりはないと聴いております。その患者さんの病状によってというふうにお聴きしております。

○委員(仮屋国治君)

その辺を明確にできたら、今後しておいていただかないと混乱してくるだろうなと思っております。それと先ほど課長のほうで、特別な事情ということをおっしゃいましたけれども、夜間診療、救急診療、歯科診療、この三つの選定療養費というのが掛かってくるのかどうかお尋ねいたします。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

救急で搬送された場合の方は掛かりません。また、夜間休日の救急外来を受診された方も掛かりません。歯科については、現段階では、特に歯科診療という形でやっておりませんので、今入院されている患者さんの歯科口腔の状態を、非常勤の歯科医師が診られる程度ですので、今のところそれには該当しないということです。

○委員(植山利博君)

確認になりますけれど、今、仮屋委員の質疑に関連するのですが、まずは国の制度設計だということで、霧島市としてはこれをやらざるを得ないという理解でいいですよね。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

はい、おっしゃるとおりでございます。国の制度で地域医療支援病院の方の病床数が、今まで400床以上の場合、この5,000円、2,500円を徴収していたものが、基準が変わって200床以上の病院となったために、霧島市の医療センターのほうも、この金額に引き上げるということでございます。

○委員(植山利博君)

重ねて確認ですけれど、国は医療費全体を効率化しようということで、セカンドオピニオンであったり、かかりつけ医と中核医療施設とのその機能分化と、こういうことをずっと進めてきているわけですけれども。そのことによって、医師会病院の医療スタッフの勤務の軽減化であったり、待合時間の短縮化であったり、その急性期に特化して先生たちが機能するような、そういう地域医療の制度設計に基づくものだと、そういうことを誘導するものだというふうに理解していますが、それでいいですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

おっしゃるとおり、医療機関の機能分化ということで、医療センターの方も外来患者さんが多くなれば、やはり午後からの手術が遅れたりとか、救急への対応というようなところへも支障をきたしますし、また医師、看護師の負担も増えてくるような状況も聴いております。また、医療センターのほうは救急告示病院、県がんの指定病院でありますし、感染症指定病院でもございます。そのような本来の役割である、二次救急医療の二次救急医療機関としての役割を果たすためには、このような制度によって、機能分化を進めることが重要であると理解しております。

○委員(植山利博君)

重ねて確認をしておきますが、再診の負担が設けられるわけですけれども、このことは先ほど 出ました逆紹介率を高めて、医師会病院の機能の先鋭化と言いますか、まちのお医者さんとの連 携をしっかりとする。急性期を診た後は、安定してきたら地域の医療施設で医療を受けるという ことを進めるために、この価格設定がなされていると理解するわけですけれども、そういう理解 でいいですか。それと逆紹介率をちょっと数字を聴き逃しましたので、もう一回、確認をさせて ください。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

最初の御質問については、おっしゃるとおり、かかりつけ医へ戻して、本来かかりつけ医が担 うべく機能を果たしていくということになります。逆紹介率についてはグループ長のほうで答弁 いたします。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

令和元年度の逆紹介率につきましては、104.1%になります。患者数は8,215件です。

○委員(植山利博君)

先程,紹介率と逆紹介率を聴いたわけですが,鹿児島大学病院,市立病院の紹介率,逆紹介率が分かっていればお示しをください。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

済みません,ちょっと持ち合わせておりませんので,また後ほどお調べしてお届けいたします。 [57ページに答弁あり]

○委員(宮内 博君)

今回,従前は400床以上の病院について,この5,000円という形で初診料をですね,紹介状を持っていない方の初診料を徴収できたと。今回,診療報酬の改定等もあって,これがこの200床以上ということに対象が引き下げられたということですよね。それで,この200床以上の所は全てこの5,000円という初診料を徴収しなければならないというふうになってるのか,できるという規定になっているのかですね。そこのところはどういうふうな形で分類をされておりますか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

以前, 2,300円にした時にはできるということでいましたが, 今回は責務ということでありまして, 定額負担を徴収しなかった場合については, その理由について報告をするように求められておりますので, 責務ということになっております。

○委員(宮内 博君)

それはその責務ということで、言い換えれば義務ということでの理解でよろしいのですか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

はい。その地域、200床以上の地域医療支援病院に対しての義務であると、解釈しております。

○委員(宮内 博君)

今回,200床以上については,全て県内のですね,200床以上の病床数を有するところを,同じような形で引上げがなされるというようなその見解でよろしいのですか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

200床以上の地域医療支援病院になりますので、県内地域医療支援病院が15ありまして、その中で200床以上でありまして、そしてすでにもう400床以上の部分とかはもう値上げになっておりますので、ほぼそういった形で上げられると思っております。

○委員(宮内 博君)

なぜこれを聴くかと言いますと、医療センターへは建て替えの計画が同時進行で進んでいるわけです。そういうことの説明がしっかりなされないと、新しく病院の建て替えに多額の費用が必要だ、よって今回の初診料についても、倍以上の初診料を徴収しなきゃといけないというですね、

こういうことに繋がる可能性が非常に大きいわけです。ですから、そこのところ正確な情報を得ていただいた上で、市民の皆さんにはしっかり説明をするということがなければならないというふうに思うのですけれども、特に初診時選定療養費っていうのは、初期の治療は地域の医院、診療所で行うと。そしてその高度専門的な治療は病院で行う。この医療機関の相互の役割分担というふうに説明をされているのだけど、医療センターが高度専門的な治療ということで誇るべき機能を持っているというのでは、どのような位置付けで説明がなされるのでしょうか。

○健康増進課主幹(鮫島真奈美君)

地域医療支援病院の要件が、まず紹介率が50%以上であり、逆紹介率が70%以上であることとか、200床以上の患者を収容する施設であることであるとか、救急医療を提供する能力を有していることとか、地域医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有することであるとか、集中治療室、病理解剖室等の施設診療に関する記録等を有することであるとか、こういった条件を満たしているということが、地域医療支援病院ということで求められていることでありますので、こういった機能を満たしている病院であると考えております。

○委員(宮内 博君)

高度な治療、専門的な治療をということで、市民にはどういうふうな説明をしようとしているのか。この200床とか紹介率とかそういうのは、市民にとって余り関係のない話でありまして、うたわれている高度専門的な治療が、それにふさわしい体制と同時になされるということでなければならないと。初診料高くなったけれども、従来の体制ではならないというふうに思うのですけれど、その辺のところをどういうふうに説明をなされようとしているのかということです。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

医療センターとしては、県がん指定病院、感染症指定病院、そのような指定を受けていまして、がん医療については、特にこの地域でも重点的に力を入れているような状況です。また救急医療につきましても、二次救急輪番制病院といって、また循環器疾患、脳外科疾患についても夜間休日の輪番体制の中で診療を行っております。また小児科についても通常の小児科の民間の小児科が対応できない医療については、この医療センターのほうで行なっているような状況でございまして、そのようなことを含めまして、この地域では高度専門的な医療を行っている二次救急医療機関として位置づけているところでございます。

○委員(下深迫孝二君)

要するに、国の制度改正によって金額を上げるということの私は理解をしてるんだけれども、 それでいいわけですよね。まず1点、いいわけですね。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君) そのようなことでございます。

○委員(下深迫孝二君)

それと、要するに二次医療以上の病院に指定になっていくためには、例えば軽い風邪だとかあるいはちょっと熱が出たとかというような方は御遠慮くださいというふうに、僕は理解をしてるのですけれども、それでいいですか。

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

軽症の症状の方は、まずは地域のかかりつけ医、民間の医療機関の方で受診をしていただくと

いうようなことでございます。

○委員(新橋 実君)

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

○委員(新橋 実君)

○保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監(林 康治君)

現在,医療センターの感染症病床が4床ありますので,対応はできます。コロナ感染症指定病院ということで指定を受けておりますし,4人分は対応できますし,またほかの感染症についても今まで対応してきております。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、議案第35号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時36分」 「再 開 午後 1時39分」

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

○医療センター整備対策監(林 康治君)

○委員長(平原志保君)

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開午後1時41分」

△ 議案第39号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部改正について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第39号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長(西田正志君)

議案第39号,霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について,説明いたします。本案は厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が令和2年4月1日に改正され,また,これに伴い内閣府が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準も同日改正され,その内容は市区町村が従うべき基準として規定されているものであるため,本市条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては,子育て支援課長が説明申上げますので,よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長(砂田良一君)

議案第39号,霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正 について説明します。本議案は、3条からなり、第1条は霧島市家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例について、第2条は霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例について、第3条は霧島市子どものための教育・保育に関 する利用者負担額を定める条例について、それぞれの一部改正となります。第1条は厚生労働省 が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により,第2条及び第3条は内閣 府が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準の改正による本市条例の所要の改正となります。今回の改正の対象となる家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準とは、地域型保育給付の対象である小規模保育事業、 家庭的保育事業,事業所内保育事業,居宅訪問型保育事業についての設備及び運営の基準であり, 市が行う認可手続きにおいて基準とするものです。別紙の資料を御覧ください。家庭的保育事業 等の分類については、図の通り四つの分類があり、施設の規模やその職員配置等によって分かれ ているところです。これらの家庭的保育事業者等は、認可施設である保育所や幼稚園、認定こど も園等の連携施設を確保することとされ,連携施設は①満3歳未満の子どもに集団保育の機会を 与え相談や支援を行う、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿を連携業務としています。このこ とは,小規模保育事業者において,3歳に達するまで保育を受けていた幼児を,引き続き教育・ 保育を受けられるようにするため、認定こども園や幼稚園とあらかじめ連携しておくことを指し ています。今回の厚生労働省及び内閣府の主な改正の内容は、この連携を確保することが、著し く困難である場合に、市町村が例外的に取り扱う際に、従うべき基準として国が提示した内容を 条例に追加するものです。それでは、第1条、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例から説明します。今回の改正によって、連携施設の卒園後の受け皿の確保義務 について, 第6条第4項第1号に, 市長が, 家庭的保育事業等による保育の提供を受けていた利 用乳幼児を優先的に取り扱う措置や、家庭的保育事業等による保育の提供の終了に際して、保護

者の希望に沿った方法で,引き続き必要な教育又は保育が提供されるような措置を講じている場 合を、例外規定として追加しようとするものです。なお、霧島市の家庭的保育事業等の状況は、 市が認可する小規模事業の施設が、市内8か所あります。全てにおいて連携施設が確保されてい るところです。その他, 第37条第1項第4号に居宅訪問型保育事業者が行う保育の提供の条件の 追加を行う等、所要の改正を行うこととしております。次に、第2条、霧島市特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明します。主な改正点 は、第42条に特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務についての例外規定を新たに追加し、 その他これらに伴う所要の改正を行おうとするものです。第42条第2項の規定については、代替 保育の提供について, 市長が特定地域型保育事業者によって代替保育の提供に係る連携施設の確 保が著しく困難であると認める場合の要件について、同条第3項には、現行の認可保育所等の連 携施設に代えて,代替保育を提供する小規模保育事業者A型事業者等を確保することとしまし た。同条第4項第1号には、卒園後受け皿の提供に係る連携施設の確保義務について、特定地域 型保育事業者から保育の提供を受けている満3歳未満の子どもを優先的に取り扱う措置,その他 特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提 供されるよう必要な措置を市長が講じている場合を、例外規定として追加しようとするもので す。また、同項第2号には、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合を規定し、そ の場合には, 第5項第1号に規定する国が認定する企業主導型保育事業に係る施設, 又は同項第 2号に規定する地方自治体が運営費支援等を行っている認可外施設であって,いずれも定員20名 以上の施設に限り, 市長が適当と認めるものを, 卒園後の受け皿として確保しなければならない としております。同条第8項は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業 所について, 市長が適当と認めるものについては, 卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保 を不要としました。次に,第3条,霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定 める条例について説明します。第2条第1項中,支給認定保護者の呼称を教育・保育給付認定保 護者に変更するものです。以上で霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部改正についての説明を終わります。

○委員長(平原志保君)

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

何回か読みましたけれども、非常にわかりにくいです。何をどうしようとしているのかという点で、今、課長のほうから御説明がありましたけれども、それでもまだ理解が途中であります。そこでお尋ねなのですけれども、今回の改正によって、何がどう変わるのかいうところが非常にわかりにくい、それで先ほどの説明では、市内8か所に家庭的保育事業を実施しているところがあるという説明であったわけですけれども、この保育事業を行っている施設が条例の改正によって、保護者や子供たちにとって利便性が確保されるのかいうようなところを、もう少し分かりやすく御説明をいただけないでしょうか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

現在,運営がされております8か所の小規模保育事業所A型につきましては,先ほど申し上げましたが,全ての施設において連携施設が確保できております。今後,この条例が施行されたと

きにこれら8か所の事業者において,連携施設の確保が難しいという状況になった場合に,適用 されるということになるかと思います。具体的には,連携施設というのは,認可施設の幼稚園, 認定子ども園それから保育所と必ず連携する必要があるとされているところを、今回特例とし て、先ほど申し上げた内容で特例措置を設けるという形になります。まず、最初に集団保育の機 会の提供というのがございますけれども,これについては,利用定員20人以上の事業所内保育事 業である場合は、施設を確保しなくてもよいということになります。それから二つ目の業務で、 代替保育の提供というのがございますが、これについては小規模保育事業所A型またはB型、も しくは事業所内保育事業者を連携協力者として確保されている場合には, 連携施設の確保, いわ ゆる認可施設の確保はいりませんということになります。もう一つ,利用定員20人以上の事業所 内保育事業の場合も代替保育の連携施設は確保を免除されているということになります。三つ目 の卒園後の受皿ということでございますが,市長が保育事業の調整において,満3歳未満の子ど もを優先的に取り扱う措置、例えば在園措置になるかと思いますが、そういう措置その他、3歳 になれば卒園いたしますので、卒園後の保育の提供等の措置が取られている場合は、認可の連携 施設は不要ですということになります。2点目に入所定員が20人以上の企業主導型保育事業所, または市が運営支援を行う認可外保育施設と連携協力者として提携している場合には,市の認可 施設の連携は要りませんということになります。3番目に利用定員20人以上の事業所内保育事業 で、現に満3歳以上の保育の提供がある場合も、この事業所内保育事業者においては、認可施設 との連携は必要ありませんというような内容になります。以上で説明を終わります。

○委員(宮内 博君)

それでもなかなか十分な理解ができないですけれど、新旧対照表の24ページで示されておりますけれど、第1条関係の最後のところ、第37条の改正の関係でありますけれど、母子家庭等のところの部分ですが、従前は具体的な記述がありませんでした。保護者の疾病、疲労その他身体上の理由等においてという部分が今回、具体的な形を示されたということになっていますけれども、これが示されたことによって、どのような変化があるのか、そこのところを説明してもらえませんか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

居宅訪問型保育事業につきましては、先ほどの資料の1番下のほうに記載されていると思いますが、本市では現在、該当はないところでございます。これについては障がい者等を1対1で障がい者の自宅等で受入れる事業になりますので、そういう障がい者等の受入れに際しまして、第37条で受入れの適用範囲を広げたということになります。

○委員(植山利博君)

このことによって、二、三点お尋ねします。まず、市長の必要な措置を講じている場合と記載されていますけれど、市長が必要な措置を講じるということは、3歳以上になったときに行く先を、教育や保育が整う環境を市長がつくった場合という意味に取っていいですか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

この取扱いについては、まず 0 歳・1 歳児の優先利用、在園児の優先利用になります。それと 先ほど御指摘の 2 歳児は卒園になりますけれども、卒園に当たって市のほうで受け皿を確保して いる場合も必要な措置を講じているという時に使っていると思います。ただ、この改正について、 現在,国のほうで運用上の取扱いの作成をしておりますので,その通知がまだ届いていないところで,その取扱いの説明を確認した上で,市の方向を決めたいと考えております。

○委員(植山利博君)

このまま読むと、市が、3歳になってその行き先を担保している場合と取れるわけです。今までは、認定子ども園なり認可の保育園と連携をとるということが、家庭的保育から卒業して3歳でいく場合に、きちんとそこへ届けられると、行き場がないようにというのが連携だったわけです。そうすると、市長が必要な措置を講じるということは、同じようなことではないかと。市長が担保すると、市が担保するということですから、結局はそういう認可もしくは認可外でもいいですけれど、ある一定規模のあるところに市長が担保をするという理解に読めるのですけれど、そういう理解でいいですか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

この条文の中では、市長が必要な措置を講じると書いてあります。市長がそのような措置を講じた場合は、連携施設の確保を免除することができるとなっておりますので、そのような理解でよろしいかと思います。

○委員(植山利博君)

今までは、この家庭的保育をやろうという人は結構いました。だけど認定こども園とかそういうところとの連携を取るということが難しくてできないという実情があった訳です。こういうふうに市長が講じればできるということになると、認可の保育園とか認定こども園とかそういうところとの連携がなくて済むわけだから、こういう家庭的保育というのは、増えていく可能性はあると思います。そうすることによって、0・1・2歳児の保育環境は整っていくと、規模は小さいけれど家庭的保育が増えていくと、0・1・2歳児が預けやすくなるということになると思うのだけれど、結果としては3歳以降の子供たちを、よりしっかり受け皿を作ることが求められる。そうすると、施設整備やその辺にも市が責任を持たなきゃならないということになると思うのですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

この家庭的保育事業等の卒園時について,市のほうで確保できる場合には連携施設の確保が不要ですということになるかと思いますけれども,そういった場合に,当然3歳以上の保育園,認定こども園,それから保育所等の施設の受け皿というものは大事であるかと思います。今も計画的に,国の補助金等を活用しながら施設整備を行っておりますので,今後もそういったことについて引き続きやっていきたいと考えております。

○委員(植山利博君)

この条例が制定されて、市民がよく理解をするようになると、家庭的保育事業を私もやろうとそういうケースが増えると思うのです。だから現在でも0・1・2歳児の待機児童というのは、一番多いと思いますから、そのためには、こういうことで0・1・2歳児をしっかりと保育環境を整えるということは良いことですけれども、その先の受け皿もしっかりと整備をしていかないといけないと、そこを求めての条例改正だと思うのです。そこら辺の認識というか、今後更に保育施設の整備強化をするという覚悟が必要だと思うのですけれどいかがですか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

保育施設の整備については、先ほど答弁しましたように、現在計画的な施設整備を行っておりますので、今後も引き続き、事業所等と確認をしながら整備を進めて参りたいと考えております。

○委員(仮屋国治君)

先ほど居宅訪問型保育事業はないということでしたけれども,小規模保育事業8か所を含めて,資料に基づいて,霧島市に対象となる事業所は何か所あるかお示しください。

○子育て支援課長(砂田良一君)

現在、霧島市にあります8か所の事業所は、全て一番上の小規模保育事業所A型になります。

○委員(植山利博君)

現在, 0・1・2歳児の待機はどれぐらいあると認識されていますか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

待機児童は0人ということで報告させていただいておりますが、潜在的待機児童ということになりますと、令和元年度の数値になりますけれども、4月1日現在で183名ということになります。そのほとんどが、先ほどから御指摘の0・1・2歳児になります。

○委員(植山利博君)

働き方改革であるとか女性の職場への参画拡充,こういうことが言われると,潜在的な待機児 童の数を示されましたけれど,その先の潜在的な待機,もしくは働けるようになればもう一人子 どもが欲しいというようなことも含めれば,この家庭的保育が充実すればするほど,0・1・2 歳児の必要性は高まる傾向にあると私は思いますけれど,その辺の見解はいかがですか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

この地域型保育事業につきましては、設置目的としまして、国段階のレベルでは、都市型の保育所等の不足に沿った対応をしたいということで作られたものと理解しております。また、地方においては、それぞれの地域で保育施設等が不足する場合に、隣接する地域や市町村で連携をしながら子どもの受け皿を確保していこうという、地域型保育事業というのが始まったと理解をしております。

○委員(宮内 博君)

施設整備というかそういうものは進んでいくだろうと思いますけれども、先ほどありましたように待機児童183人のうちのほとんどが $0 \cdot 1 \cdot 2$ 歳児ということです。一つは保育士の配置基準がこの年齢世代ではかなり厳しいです。そこのところの配置基準を説明いただけませんか。

○委員(宮内 博君)

配置基準は3人に1人ということで、潜在的に不足しているのが保育士そのものではないかと 思いますが、そのことについては条例を整備して受け皿を作るということと同時に、並行して強 化していかなきゃいけないと思いますけれども、その辺はどんな議論になっていますか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

現在, 0・1・2歳児の潜在的待機児童が多いということで、その要因として保育士不足が想定されるのではないかということですが、本市の利用定員に対する入所率を見ましたときに、国分隼人地区では非常に高い比率を示しております。利用定員を超えるような施設もございますので、利用定員に見合った職員の確保というものはできているのではないかと考えております。

○委員(宮内 博君)

できているということであれば、複合的な形で取組をしていくというのは、現状ではそんなに 必要ではないという認識だということでよろしいですか。保育士は足りている認識だということ で理解していいですか。

○子育て支援課長(砂田良一君)

今申し上げたのは、利用定員に対する入所率ということで答弁しましたが、それぞれの施設については、面積要件等を満たせば利用定員の方も増やすこともできるような状況にありますので、保育士の確保というものが更に進んでいけば、そういった利用定員の見直しから始められることもできるのかなと考えております。

○委員(新橋 実君)

面積だけあればいいということではないと思うのですけれども、場所は8か所あるということでしたが、どういったところでされているのか教えてください。

○子育て支援課保育・幼稚園グループ長 (野村 樹君)

場所というのは地区ということでよろしいでしょうか。[「地区もだけど、どういった所を活用しているのか」という声あり]基本的には小規模保育事業所をされているところは、民家といいますか個人住宅でされているところがほとんどです。保育所としての専用の建物といいますか、そのようなところを利用されているところは2か所だと思います。隼人に1か所、溝辺に1か所、その部分がいわゆる保育所として専用の建物といいますか、そういったものを持っているところになってきます。

○委員(新橋 実君)

人数的には、例えば8か所で一番多いところは何人ぐらいいらっしゃって、隼人は保育所でされているということでしたけれども、何人ぐらいいらっしゃって、そこを使っているのかですね。

○子育て支援課保育・幼稚園グループ長(野村 樹君)

小規模保育事業所は、定員の上限が19人になります。一番多いところは19人という形になります。8か所の地域別は、国分が6か所、隼人が1か所、溝辺が1か所です。

○委員(新橋 実君)

保育所みたいなところはいいですけれども、民家であれば、子どもさんが19人はいないと思いますが、トイレが近い場合等は個人の住宅ではどうかなと思いますけれども、設備面での対応というのは問題ないのか、面積だけ対応すればいいのかどうですか。

○子育て支援課保育・幼稚園グループ長(野村 樹君)

小規模保育事業所につきましては、設備・施設に関する基準がございまして、最低限の基準というは定めてございます。市で認可をしておりますので、全ての施設において基準にはのっとった施設であるということになります。

○委員(植山利博君)

もう一回確認をさせください。家庭的保育事業は今、霧島市内にはないという理解でいいですか。家庭的保育事業者は霧島市には現在ないと。小規模事業者が8か所ですよね。そこは確認したけど、家庭的保育事業は霧島市内ではなされていないゼロだという理解でいいですね。

○子育て支援課長(砂田良一君)

先ほど小規模保育事業所A型が8か所と申しました。現在はその状況であります。この小規模

保育事業,家庭的保育事業,事業所内保育事業,居宅訪問型保育事業これらを総称して家庭的保育事業等というふうに総称で申しておりますので,家庭的保育事業に限れば現在ないところでございます。

○委員(植山利博君)

先ほどから言っているのは、事業所内の保育事業所があるのは理解しています。あと、居宅訪問型もないということでいいですよね。事業所内はないですか。医師会病院とかは認可外ですか。だから、私がさっきから言っているのは、家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業というニーズはあるのですよ。何回か相談を受けています。ただ、連携が必要だという条件が今まであったから難しかった。今後は、家庭的保育事業や居宅訪問型の保育事業というのが、この条例改正によって増えてくるのではないかなという思いがあるわけです。あとは市長が特別に措置するとなっていますので、そこら辺は私が理解している理解でいいですよね。

○子育て支援課長(砂田良一君)

委員御指摘のとおりだと思います。ただ、この市長が定めるものということのなかに、現在、 国のほうで改正後の取扱いというものを作成中ということですので、基準の運用上の取扱いとい うものを確認しながら対応していきたいと思います。

○委員長(平原志保君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、議案第39号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時16分」

「再開午後2時19分」

△ 議案第41号 霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康 保険傷病手当金の支給に関する条例の制定について

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第41号、霧島市新型コロナウイルス感染症に 感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の制定について、審査し ます。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長(西田正志君)

議案第41号,霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の制定について,説明いたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて,国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に,傷病手当金の支給が盛り込まれたことから,本市においても新たに条例を制定し,新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給しようとするものです。なお,この傷病手当金は,国の感染拡大防止策の一環として支給するものであるため,その財源は全て,国の特別調整交付金により措置されます。詳細につきましては,保険年金課長が説明いたしますので,よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長(末原トシ子君)

議案第41号,霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の制定について、御説明します。31ページになります。第1条では本条例制定の趣旨について規定しています。第2条では対象者、支給対象となる日数、支給額等について規定しています。第3条及び第4条では傷病手当金を給与等と調整して支給すること、また、必要に応じて差額分について事業主から徴収することについて規定しています。第5条では条例の施行に関し、必要な事項の委任について規定しています。附則では、条例施行期日を公布の日からとするとともに、その適用期間を令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する期間と規定しています。なお、規則で定める日は、国通知により、令和2年9月30日までとしています。ただし、入院等が9月30日以降も続く場合は、最長1年6か月まで支給することとしています。以上で、説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(平原志保君)

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員(仮屋国治君)

質疑がヒートアップする前に,対象者が何人ぐらいいますか。

○保険年金課長(末原トシ子君)

対象者は被用者のうちということになりまして、霧島市の国民健康保険の被保険者自体の約2 割が被用者となっておりますので、その中で、もしこの感染された方またはこの感染が疑われる 方が対象となっております。

○保険年金課主幹(末増あおい君)

世帯数で申し上げますと、大体3,000世帯くらいになります。

○委員(宮内 博君)

確認ですけれど、これはあくまでもそのコロナウイルス感染症に感染をされて、そしてその休業を余儀なくされたという方に対する手当という傷病手当を支給するということになろうかと思いますけれども、それをちょっと確認させてください。

○保険年金課長(末原トシ子君)

対象者は先程申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等 の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができなかった方が対象とな っております。

○委員(仮屋国治君)

社会保険の傷病手当と,支給率とか支給期間とか算定方法は一緒というふうに理解してよろしいですね。

○保険年金課長 (末原トシ子君)

その通りでございます。

○委員(宮内 博君)

その金額は予算の中でも出てきますよね。5,600円とかいう形で出てきますけれども、そういう理解でよろしいのですよね。

○保険年金課長(末原トシ子君)

この条例といいますか、この予算を作る段階では、今、お手元にお配りしております参考資料ということで、一枚のこの紙をお渡ししているところでございます。1と書いてあるほうの真ん中に、傷病手当金についての内容が書いてありまして、裏が具体的な内容となっております。支給額の計算につきましては、2番新型コロナウイルス感染症に関する対応の支給額のところで、金額とかその三分の二に日数というふうに書いてございます。5,600円というのは、今の資料のところの(2)の左側の部分です。学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応というところで、保護者の休暇取得を支援等というところで、日額上限8,330円というのが最初の段階で示されておりました。これの三分の二ということで5,600円という金額を出したところです。今ここが15,000円に変更になっておりますので、ただ、あくまでもそれは積算をする上でのお話でございまして、その方の賃金の単価とかによってここは変わりますのでそういうことになっております。

○委員長(平原志保君)

ほかはないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、議案第41号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時28分」

「再開午後2時32分」

△ 議案処理

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に 行います。

△ 議案第35号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長(平原志保君)

まず,議案第35号,霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について,自由討議に入ります。御意見はありませんか。

「「なし」と言う声あり〕

自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

○委員(宮内 博君)

私は、議案第35号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場から討論に参加をしたいと思います。今回の条例改定は紹介状なしに医療センターを受診した場合、従来1件につき2,300円の初診料でありましたけれども、それを今回から、今年10月から実施でありますけれども、5,000円に、2倍以上の初診料負担に引き上げようというものであります。これは国の制度改定を受けて施行されるということでの説明でありましたけれども、そもそも国立霧島病院から医師会医療センターに運営が委ねられるということになった議論の中で、

地域の皆様方が、市民の皆さんが駆け込むことができる、そういうこの病院でなければならない という議論がこれまでなされてきた経過があります。しかし現実には、議論の中でも明らかにな りましたように,医療センターのこの紹介率は,平成27年度当時,61.9%でありましたけれども, それが本年3月末では84%になっているということが明らかにされたところであります。平成27 年当時,紹介状なしで医療センターを訪れる方は約2,000件ありましたけれども,これが,2,300 円に引き上げられまして、結果的に1,092件まで約半分減少している状況にあります。議論の中 でも明らかになりましたように、今回の初診料5,000円への引上げによって、更にこの紹介率が 引き上げられる。そして紹介状を持たずに病院に駆け込むことができる方が、恐らく1,000件を 超えて500件ほどに抑制をされるということになるのではないかと思います。地域医療センター 周辺で生活をなさっていらっしゃる方たちからは,急なときに駆け込むことができる,そういう 病院なのかどうかということで疑念の声も寄せられているところです。救急車で搬送された場合 などは、この適用を受けないということでありますけれども、限りなくこの地域の病院から遠ざ かるというですね、こういう実態を想定をすることができるのではないかというふうに思いま す。医療センターの建て替え計画が進む中で、今回の初診料の引上げということとも相まってで すね, 市民の皆さんから疑問の声も広がるということを指摘をして本条例に対しては反対である ということを申し上げておきたいと思います。

○委員長(平原志保君)

次に, 原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員(植山利博君)

私は、議案第35号、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の 立場で討論を行います。この条例改正は、初診を紹介状なしで医師会病院に行った場合にこれま で2,300円であったものを税込みの5,500円にしようとするものであります。 また, 再診時選定医 療費を2,500円, 税込みの2,750円にしようとするものでありますが, これは国の制度設計であっ て,霧島市に裁量権がない条例改正であるということをまず第1点申し上げておきます。そして, 医師会医療センターは二次医療圏の中核医療施設として, その機能を高度医療, 救急医療それか ら特にがんの医療等には専門的な知見と技術を持った病院であります。国もセカンドオピニオ ン、そして病院同士の連携を施行する中で、医療費が年々高騰する、一人当たりの医療費が高騰 する中で, 医療費を適正化するためには病院の機能分化を進めることが効率的であるという観点 から,このような制度設計をすることになっております。紹介率を高め,逆紹介率を高めること は必要な医療を適切に行い、また市内の各病院が持てる機能をしっかりと果たすことで、総医療 費の適正化が図られるものだという理解をしております。平成27年にも1回このような作業をし たわけでありますけれども,このことが医師会医療センターの医師や看護師の負担軽減にもつな がっております。また現実にあそこの待合で長時間待つということも緩和されております。この ような観点から、今回の条例改正は適切で合理的なものだと申し上げて、可決すべきものだとい うことで私の賛成討論と致します。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。

以上で、討論を終わります。採決します。議案第35号について、原案のとおり可決することに 賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第39号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部改正について

○委員長(平原志保君)

次に,議案第39号,霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員(植山利博君)

この条例改正はですね、家庭的保育事業が認可保育所と連携をとらなければ、設置があって運営ができなかったことが、今回、そのことが必要でなくなったという条例改正であります。それで、家庭的保育が市長の裁量といいますか、措置によってできるということになればですね、0・1・2歳児の保育環境が拡充することが想定されます。ですから好ましい条例改正だなと評価をするところです。ただし、このことが認可の3歳以上の保育や教育を必要とする施設の更なる拡充が求められているということであると思いますので、市当局におかれてはですね、今後の計画的な保育所、保育園の設備強化、充実を更に続けられることを求めて、私の意見と致します。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第39号については、原案のとおり可決するべきものと 決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第39号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第41号 霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康 保険傷病手当金の支給に関する条例の制定について

○委員長 (平原志保君)

次に,議案第41号,霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保 険傷病手当金の支給に関する条例の制定について,自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決 定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、全会一致で、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。

△ 議案第42号 請負契約の締結について

○委員長(平原志保君)

次に、議案第42号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。 [「なし」と言う声あり]

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決 定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第42号については、全会一致で、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。

△ 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための 2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長(平原志保君)

次に、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○副委員長(鈴木てるみ君)

この国庫負担金2分の1というのはですね、小泉政権のときに我が党も一緒になって、3分の1の方に行政改革を致しました。前回も同じような陳情が出ておりまして、前回は賛成いたしました。今日の執行部の意見を聴くと、何とか応援したいなという気持ちはあるんですけれども、しかしながらですね、去年10月に消費税を10%に改定して、それと同時に幼児教育無償化、そして高等教育無償化そういうのを目の当たりにするとですね、なかなかこの2分の1にするというのは現実的ではないのではないかなというふうに思って、私は賛成はできかねるというふうに考えております。ほかの皆様いかがでしょうか。

○委員(植山利博君)

私も2分の1に復元ということは、かなり無理があると思います。今日もらった資料の2ペー

ジ目に、平成17年度には全国の市区町村の47%である1,044の議会から、義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書が提出されている。これは平成16年度から通算すると、全国の市区町村の64%に達しているというふうに記載があります。だから、2分の1に復元と、2分の1という言葉を使うのではなくて、義務教育国庫負担金の堅持を求めるという表現にして意見書を出したら妥当なのかなと私は思います。

○委員(宮内 博君)

陳情者は2分の1に復元をしてもらいたいということで、陳情書を提出をしているわけであります。ですから今、植山委員の方からありました趣旨とはやはり相違するのかなというふうに思うのです。それで、私としては陳情書のとおりですね、採択をするべきだという立場であることを申し上げておきたいと思います。

○委員(植山利博君)

過去においてもですね、この種の陳情で複式学級の是正という陳情も5項目の中で挙がってきているのを、議会としてはここは削除しましょうということで、一部陳情書の全部をそのまま意見書として出さずに、議会としての共通認識ができるところで、陳情の意見書を出したわけです。だから、陳情を採択するのと、意見書の提出を求める陳情ですから、議会としての意思統一ができればですね、文言の一部訂正は議会が行っても、私は議会の意思として意見書を出すのであれば十分合理的だというふうに思います。

○委員(山田龍治君)

昨年私は記憶していると、文言の訂正があって、議会の中で一旦反対をして、修正の方で通った記憶があります。その後、更に私はそれに反対しているのですけれども、その時の内容を、皆さんが賛成している内容を今、確認をしたのですが、この時も、復元をはかるため2020年度の政府予算に係る意見書についてということで、他の方々はこれで陳情を通しているので、今回、内容が同じものなのですが、今のような意見書として出していかれるのか、それは皆さんにちょっとお尋ねしたいのですが。

○委員(宮内 博君)

先ほど鈴木委員からこれが賛成できないという自由討議がありました。それで、今、植山委員のほうからは、2分の1をに固執する必要はないんじゃないかということです。全会一致でということが何よりも理想的なことなのかなというふうに思いますけれど。山田委員のほうからありましたように、とにかく現状にはやはり問題があると。教育委員会としても、教員の増加措置というのはですね、本当に課題として大きいと。だけれども市の財政だけでは無理だと。だから財源的な措置をやはり国がとってもらいたいとこういうふうに言っているわけです。そういう方向性からすると、2分の1にこだわらないで、とにかく国がしっかり人件費を確保できるような、そういう対応をしてもらいたいという発信をすることそのものに大きな意義があると。第1項のところは、その計画というのは教員の定数改善を行えということでありますから、ここについてはその鈴木委員も異論はないのかなというふうに思うのですけれどね。後段の部分だろうと思うんですけれども、そこは議論したほうがいいと思います。皆さんの意見がそういうことであれば、私も何も固執はしないと。

○委員(植山利博君)

今,時期が時期で,新型コロナウイルス感染症対策で何十兆という国債を発行して,常識では考えられないような赤字国債を出しているわけです。この時期に,2分の1に復元というのは,やはりタイミング的にはちょっと酷かな,無理かな,という思いが私もします。ですから,ここはこの2分の1という数字にこだわらずに,しっかりと国が手当てをすると。ここの表現では,義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるというような表現でどうかなというふうに個人的に思います。増額を入れてもいいですけど。

○委員(宮内 博君)

先程申し上げたように, 鈴木委員の見解を聴きたいと。

○副委員長(鈴木てるみ君)

そうですね、宮内委員のおっしゃるように、私も1番に関しては賛成です。ただし、この2番 を具体的に2分の1に復元することというのは、賛同できないという意味でということです。

○委員(宮内 博君)

であれば、先ほど植山委員からあったように、増額という表現になれば賛同できると理解していいのですか。

○副委員長(鈴木てるみ君)

そういう表現であれば、 賛同できます。

○委員長(平原志保君)

そうしましたら,以上で自由討議を終わります。休憩します。

「休憩 午後 2時55分」

「再開午後3時4分」

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。では自由討議終わります。それでは討論に入ります前に この審査を採決するかそれとも継続審査するかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員(植山利博君)

採決すべきだと思います。

○委員長(平原志保君)

採決するという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

これより陳情第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員(宮内 博君)

陳情第1号,教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための,2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について,賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。本陳情の一つは,計画的な教職員定数の改善を推進するということ。二つ目には,義務教育国庫負担制度の割合負担を2分の1に復元すること。この2点を求めて,提出されているところであります。義務教育国庫負担制度は財政力のない市町村に住んでいても,全国と同じ条件で教育が受けられるように,職員の給与など,義務教育にかかる費用を国と県が半分ずつ負担することにしたものであります。これが憲法に明記をされた,国民が義務教育を受ける権利を保障するための,根幹を成す制度にほかならないと思います。小泉政権の三位一体改革の基で,義務教育費に

おける国庫負担率は、当時2分の1でありましたが、これが3分の1に削減をされている現状にあります。当時は、市町村合併の議論が全国的に広く行われる中でありましたけれども、今回、このような形で削減が強行されたという歴史的な経過があります。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、臨時休校などが要請されて、子供達や教職員へも大きな負担になっている状況下にあります。陳情書にありますように、計画的な教職員の増員を図るためには、国庫負担を2分の1に戻すことが非常に大きな課題ではないかと思います。子供たちにとって、一生に一度の9年間の義務教育が、住む所で受ける教育の水準に格差が生じるようなことがないように進めるべきだと考えているところです。委員会の議論の中におきましても、霧島市単独事業での教員の増加措置は財政的に厳しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は大変重要であるという、教育委員会の見解も示されたところであります。本陳情書はこれらの現場で切実に願っていらっしゃる方たちの声を反映している内容だということで、以上の立場から本案に賛成をするということを申し上げておきたいと思います。

○委員長(平原志保君)

原案に反対の方の発言を許可します。

○委員(植山利博君)

この陳情第1号は、計画的な教職員定数改善を推進することと、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの意見書を提出することを求める陳情であります。国庫の負担が増えるということは、県にとっても市町村にとっても財政的に多くのメリットはあるわけですけれども、現在、新型コロナウイルス感染症の抑止や対策のたびに国も何十兆という赤字国債を出しながら、取り組んでおります。この時期に2021年度の予算措置で2分の1に復元することは、現実的には非常に無理があると言わざるを得ません。それで、義務的教育費国庫負担金制度を堅持することは、もう最低限必要なことであって、可能な限り、その増額に向けて、国も努力をすることは求める必要があると思います。ですから、ここの2分の1に復元ということについては、今の時期に無理があるということを申し上げて、本陳情には不採択とすべきだという私の反対討論と致します。

○委員長(平原志保君)

ほかにありませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。では採決します。陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を 求めます。

「賛成者起立」

起立者2名。起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は不採択とするべきものと決定しました。ただいま不採択となったわけですけれども、先程自由討議の中で、委員会発議で意見書を提出する内容の意見がありました。委員会発議で意見書を提出するというお話がありましたが、そちらをお諮りしたいと思います。委員会発議で意見書を提出することに賛成の方の起立をお願いします。

「賛成者起立」

全会一致です。ではその内容にいきたいと思います。それでは修正の内容ですけれども、御意

見いただけますでしょうか。

○委員(植山利博君)

1の計画的な職員定数改善を推進することはこのままでいいと思います。それから、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務的教育国庫負担制度の堅持はするべきだと。最低、今、3分の1、ここの堅持はするべきだと。それから、できるならば負担割合を可能な限り増加する努力を求めるという程度の内容でいいのではないかなというふうに思います。

○委員長(平原志保君)

ほかにないでしょうか。ただいま植山委員の御意見としては、陳情で最初出されていました、1、2の部分の、1 はそのまま、そして2番目の教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、というところの文章までは一緒で、義務教育費国庫負担制度の堅持という言葉を入れ、そして負担割合を2分の1に復元することを削除し、増加するこというふうに変えるというところでよろしいですか。[「可能な限り」と言う声あり]可能な限り増額することというふうな意見が出ておりますが、そのようなふうにまとめてよろしいですか。[「タイトルも」と言う声あり]タイトルも同じようにしたいと思います。あと、細かいところはこちらにお任せいただければありがたいです。ではそのようにさせていただきます。まとめましたらお渡しいたします。文言は一任していただければということですね。では、もう一度繰り返しますけれども、タイトルの部分からいきます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持と負担割合の増額をはかることを、2021年度政府予算に係る意見書についてというタイトル。そして、1と2が、もう一度繰り返しますけれども、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育国庫負担制度の堅持と負担割合を可能な限り増額することとするということでよろしいでしょうか。では、提出することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

全会一致です。休憩します。

「休憩 午後 3時16分」

「再開午後3時16分」

○委員長(平原志保君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。提出先については先程の意見書の案で出ています、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっていますが、このとおりでよろしいでしょうか。

「「異議なし」と言う声あり】

では、そのように致します。本会議の趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「「異議なし」と言う声あり〕

では, そのように致します。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長(平原志保君)

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

「「なし」と言う声あり〕

では、委員長報告については、ただいまの今回の御意見を集約して報告することとします。文 言については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのように致します。以上で審査を終わります。

○委員長(平原志保君)

次に, 所管事務調査の前に, 健康増進課より発言があります。

○保健福祉部健康増進課長兼こども発達サポートセンター所長(小松弘明君)

先程ほど植山委員から御質問がありました, 鹿児島大学病院と鹿児島市立病院の紹介率と逆紹介率をお答えさせていただきます。現在, 公表されているデータでお答えさせていただきます。 鹿児島大学平成29年度の実績でございます。紹介率95.56%, 逆紹介率91.02%, 続きまして, 鹿児島市立病院です。こちらは平成30年度の実績になります。紹介率が75.2%, 逆紹介率が98.7%となっております。

△ 所管事務調査について

○委員長(平原志保君)

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。[「こんな状況だから、従来どおりの所管に関わること」と言う声あり] 特にはないですか。

[「なし」と言う声あり]

それでは次にいきます。

△ その他

○委員長(平原志保君)

次に、その他、皆様から何かございませんか。

「「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで、本日の委員会を閉会します。 「閉 会 午後 3時21分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 平原 志保